

第五十五回 参議院内閣委員会議録第二十一号

昭和四十二年六月二十九日(木曜日)
午前十時五十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君
理事

委員

石原幹市郎君
八田 一朗君
稻葉 誠一君
北村 嘩君

源田 実君
柴田 栄君
船田 讓君
三木與吉郎君

宮崎 正雄君
森 八三一君
山本茂 一郎君
伊藤 謙道君

運輸省港湾局長
運輸省鐵道監督
運輸省自動車局
海上保安庁長官
運輸省航空局長
運輸省觀光局長

原山 亮三君
澤 雄次君
深草 克巳君
亀山 信郎君

佐藤 駿君
増川 遼三君
河毛 一郎君
轟 孝君

吉河 光貞君
町田 直君
堺 武夫君
堺 光貞君

中川 進君
堀内 恒雄君

法務省人権擁護
局長

法務省入國管理
局長

公安調査厅長官
運輸大臣官房長官

運輸省海運局長
運輸省船舶局長

運輸省船員局長
運輸省港湾局長

運輸省鐵道監督
運輸省自動車局

海上保安庁長官
運輸省航空局長

運輸省觀光局長
運輸省自動車局

佐藤 駿君
増川 遼三君
河毛 一郎君
轟 孝君

吉河 光貞君
町田 直君
堺 武夫君
堺 光貞君

中川 進君
堀内 恒雄君

他政府委員の方々でござります。
速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記を始めて。
御質疑のある方は順次御発言を願います。

○伊藤頭道君 この法案に関連して二、三お伺い
したいと思います。

まず最初にお伺いしたいのは、この提案理由に
ございました喜連川少年院の新設に関連して、非
行青少年の対策についてお聞きしたいわけです。

法務省のお出しになつた例の犯罪白書を拝見した
のですが、それを見ますると、青少年の犯罪は非
行に激増しておるだけではなくして、非常に凶悪
化している、それから低年齢層化しておる、そし
てまたさらには中流家庭の少年へも彼及しておる
ということが統計的に示されておるわけです。そ
こでお伺いするわけですが、この青少年の非行問
題がいま、社会問題としてだけではなく、政治問
題として多く取り上げられておる現状であるわけ
です。そこで、一方成人層の犯罪の数を見ますと
と大体横ばいになっておるにもかかわらず、青少
年の犯罪は激増しておるということは、きわめて
ゆゆしい問題であるかと思います。もとより、こ
の青少年非行の対策は、法務省に限つたことでは
なく、各省庁全般に運転した問題であろうと思
われます。だがしかし、この際は、法務省の立場
からどのような対策をとつておられるのか、そし
てまたその実施状況、そういうものについて、ご
く概要だけつこうですから、大臣から御説明いた
だきたい。

○國務大臣(田中伊三次君) おことばのように、
最近少年犯罪は、単に量のみならず、質において
もだんだんと凶悪化する傾向にござります。ま
た、家庭的な方面からながめましても、おことば
どおり中流家庭から出る案件の数があえてきてお

る。これはゆゆしい大問題でござります。これを
手続的にいかにするかという問題と、もう一つ大
事な問題は、その根源をなす青少年の生活の根源
を改めるという問題と、二つあるかと存じま
す。主として私のほうの関係は先の関係でござ
ります。しかし、あとの関係につきましても一言申
し上げますと、どうもおどなたの責任に帰するもの
が多いのではなかろうかということを考えるので
あります。文化財の問題にいたしましても、マス
コミの責任にいたしましても、まあ映倫は映倫で
一生懸命にやつてくれるのでござりますけれ
ども、まだまだその運営の面においていろいろお
考えを願わなければならぬ問題が多い。その環
境が非常によくないということでございます。教
育的環境を見ましても、学校教育、社会教育、家
庭教育、いずれもおとなとの責任に帰するものが多
いのでござります。こういう面について、青少年
の環境を改めていくことに国をあげて御協力を願
う方向に持つていかなければならぬ。それか
ら、いま先生のおことばがありました最後の手続
の問題でございますが、まず一番大事なことは、
私就任以来力こぶを入れております点は、いわゆ
る非行少年と申しますが、初めから悪質の少年が
飛び出すということは少ないのでござります。何
としても一番最初は、いわゆる指導、補導、非行
少年と言われる子供たちの非行の指導についてひ
とつしっかりと力をこぶを入れていきたい。これは警
察関係も、一般の補導員の方々も、私たちのほう
も協力いたしまして、指導、補導に力を入れてい
き、大災事にならない間にこれを指導し、補導を
していくということはいかにかねるのであります
けれども、重点をそこに置いてなかつたのではな
かるうかと思う節が相当に強うございます。それ

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから内閣委員会
を開会いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから内閣委員会
を開会いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

前回に引き続き、本案の質疑を続行いたしま
す。

関係当局からの御出席は、田中法務大臣、その
他の内閣委員会議員は、田中法務大臣、その

力を入れていこう。そうして、これを検挙をいたしまして、審判をいたします。検挙は警察が行なっている、審判は家庭裁判所が行なうことになつてゐるわけでございますが、そういう指導、補導、それから検挙、審判、それから矯正保護と——少年院、少年刑務所その他に入れましてこれを矯正をいたしました、さらにその矯正の終わりました者に対しましては更生保護を加える。こういう一連の手続といふものを、やはり警察、検察、それから家庭裁判所、それから少年院、少年刑務所、その他の諸施設、それからそれが終わりました後における更生保護というような一連のものにつきましては、総合的な刑事政策——総合的刑事政策というのはわざりに申し上げました指導、補導のその時点できちんにくいことばでございますが、これを総合的に留意、力こぶを入れて子供を取り扱っていくようにしたい、こういうふうに考えておる次第でござります。法務省もそういうことに意見の一一致を見ておるわけでございます。

おります方向と、変わらばございません。ただ一
点だけ私になりまして変わった点がございます。
その点は、現在は、先生御承知のとおりに、少年
は二十歳未満を少年と見ておる。今度の石井さん
は二十三歳未満という三時間上積みをするという考
え方がありました。三年間と下げました二年間と
を合わせまして合計五年間の年齢期間を、これを
二年下げる。そして、単に下げたのみならず、
二十三歳未満という三時間上積みをするという考
え方がありました。三年間と下げました二年間と
を合わせまして合計五年間の年齢期間を、これを
青年層と申しますか、そういうふうにいたしまし
て、おとなとして扱うのであるが、同時に少年と
しても取り扱いができるようにしていこう、この
五年間の年齢というものは大事な年齢でございま
すからそれをおとなとして扱うのだ、そうして十八
歳未満のみを少年にするのだ、そう急転直下い
かない、そう急激に変化をさせともいかがかと
いうところから、その五年間はおとなとして扱う
たてまえであるが、事情によつては少年としても
扱つてやるのだ、こういうふうに考えまして、お
とな子供の中間層という意味で青年層といふ考
え方が出ておつたのが、石井時代の構想でござい
ます。そこで私は、だんだんとその研究をし、各
方面的意見を聞きましした結果、上積みのほうはひ
とつこれをやめたらどうだらうか、複雑を持って
いかないで、現在二十歳未満を十八歳未満とす
る、その二年間はおとなとして扱うのだが、心身
の発育その他本人の事情いかんによって場合に
よつては少年としての取り扱いもできる、両様で
きるようにしてやる、そういうふうに単純に
持つてまいります、さらに、二十三歳未満は三年
間の上積みはそれはよそ、そういうことに単純
に修正を加えまして、ただいま法制審議会にかけ
る案文を立案さしておるわけでございます。

かり過ぎる。そこで、あまり時間をかけておらずしてはお役に立ちませんので、こういう少年犯の激増する時代に必要に応じて改正をしようというのですから、こんなものをそう一年も二年もかかるっておられてはとても急場の間に合いませんので、具体的な案文をつくりまして、非常に具体的な条項というものを作成をいたしまして、具体的な案文を法制審議会に付議したい、そのかわりに審議は短くしてもらう、二ヵ月とか三ヵ月とかいう方針で、提案をいたしますときに、具体的な案文、国会に提出のできる寸前ぐらいいな案文をそこを作成をいたしまして、そうして誠意をもって付議する、こういうことで、短い期間で審議をしていただきまして、これを法務省にお渡しを願い、それに基づいて国会に提案をしようという考え方でございまして、大体は非常に急いでおるわけでございますが、いままでに時間がかかり過ぎております。来年の一月――次の通常国会休会明けの一月終わりまでは法制審議会の答申を受けまして国会に提出をする段取りに持ち込みたい、こういう意気込みでただいませつかり苦心をしておるところでございます。

それからもう一つお尋ねの最高裁との関係とということでお答えしますが、たいへん表面から見ますと最高裁とのあつれきが強いようになりますが、最高裁とのあつれきが強いために皆さまお考えになつておるわけでございます。私も、法務省に参りますまでに、すでに最高裁の御意見というものは公表されおりましたわけで、その公表されました意見を十分にかみしめまして、その上で私みずから足を運んで最高裁も訪問をいたしました。弁護士会も訪問をいたしまして、どういうニアソスであるとか、どういうお考えであろうかと、うことを懇談をしてまいりました。いろいろ個々に意見も聞いております。そういう努力をいたしましたが、いま先生おこぼのようには、まず第一はその検察官先議権という問題に賛成ができないということが一つの大きな点でございます。それからもう一点は、青年層といいますか、これは五

年間の青年層といふものに反対なんですね。私はなりまして、これを二年間の青年層に縮めたわけです。上積みをやめたわけでございますが、まあ見を前提として最高裁判所は反対という御意見が出ておる。それからもう一つは、私のほうで持つております少年鑑別所、それから最高裁のほうでお持ちになつております家裁の調査機関というものの二つを合わせて一つの国家機関に統合をいたしました。しかしながら、この御反対は、いずれも全く理由のないものでもない。いずれも全く理由のないものでもございません。そう仰せられると、そういうふうに考へてもよからうと思う節もござります。そこで、この問題については、私もゆるやかな態度でお話をしまりました。法制審議会にかけてこの問題の三点はしっかりと審議をしてもらいたい、これにかわるべき方法があればかわるべき方法を出してもらいたいというふうに、ゆとりのある考えで現在は作業を続けておるという事情でござりますので、表面ごらんのごとく非常な対決があるわけでもない。これは譲るべきところを譲りまして、また新しく考え直すところは考え方直していくまますならば、ある程度意見の一致も見るようになりますので、次進めていくことができるのではないか。それは国会に出しますまでの法制審議会の審議においては、裁判所側の委員もいらっしゃるわけでございますから、十分御意見を承りまして、ゆとりのある審議をして、そうして答申に持ち込んでいただきたい、こういうふうに考えております。

るか。もとより少年法の改正ということも必要であります。しかし、それによると、施設を見て感じますことは、やはり各少年院の施設の充実とか要員の確保、また保護観察機構の強化拡充など、こういうことを痛感させられるわけですが、きわめて施設も貧弱だ、要員もきわめて少ない、労働過重ということで、十分所期の目的を達するには現状ではきわめて不十分だと、こういう印象を強く受けておるわけです。こういうことは、少年法の改正も必要でありましたけれども、まことに重点を置いてこれを整備することが急務中の急務ではなかろうかと思うのですが、この点いかがですか。

○國務大臣(田中伊三次君) まことにおことばの

とおりでござります。いろいろ非行少年の取り扱いには重要な点はございますが、いま一番大きな

欠陥は、おことばに便乗するよう聞こえるが、

そうではないのでありますまして、現状は非常に施設が悪い、そうしてこれに従事いたします少年刑務所、少年院等の教官、看守の人員が非常に少ないと、いうことが大きい欠陥であろうかと存じます。

それで、私が法務省へ参りますまでの年度を見ましても、年々歳々教官の増員をしておるわけ

で、本年も若干の増員に成功したわけでございま

すが、今後一そこの人員の増員と施設の強化と

いうことに力こぶを入れていきたい。最近は義務

教育の学校の分校まで設けまして教育をいたしま

すよなことをいたしておりますのみならず、單

に収容して、かかるのみでなく、職業補導にも相

当力を入れて効果をあげておる。職業補導――具

体的な職業をからだにつけるといふ点を存じます。

○伊藤頭道君 前回稲葉委員から「刑務所及び少

年院の収容定員と収容状況」等に関する資料の要

求があつて、それにこたえて出していただいておりますが、せつかくここに刑務所と少年院とあります

ますが、この少年院の中にはおそらく少年鑑別所

は入つてないと思うんです、そうだとすると、

せつかくここへ数字が入つておりますから、この

際、おわかりでしたら、少年鑑別所について、収

容定員とか収容人員、こういう数字いまおわかり

でしたら御説明いただきたい。

○政府委員(勝尾錦三君) 少年鑑別所について御

説明申し上げます。少年鑑別所の収容定員は二千三百九十八名、収容人員一千四十五、収容率八

五・〇%。施設の数でございますが、本所は五十

十、支所一、計五十一。これが施設の収容定員と

収容状況でございます。

○伊藤頭道君 ただいまの説明でもよくわかるよ

うに、施設の増設のほとんど見るべきものがない

わけですね。また人的面でも、ここにも稻葉委員

の要求に対しての資料がございますが、これを見

ても、人的面でも強化がされておることは解釈でき

ないわけです。少年犯罪の非常に再犯が多いこ

と、それからよく私ども身近に見受けられるわけです

が、集団脱走事件などもしばしば繰り返されてい

る。そこで、少年院の教化活動が十分目的を果た

しているかどうか。先ほど大臣の御答弁もござい

ましたが、なかなか期待が十分持てない面が相当

あるわけですね。そこで問題は、少年院の職員と

か教官等の待遇を改善されることは、要員の確保

ということも非常に当面教化活動に関して密接な

関係を持つものではないかと思います。こういう

点について、ひとつ明快な御説明をいただきたい

と思います。

○政府委員(勝尾錦三君) 少年院の職員について

お尋ねでございますが、現在私のほうで、少年

院あるいは少年鑑別所、さらに刑務所の職員に

ついて、問題としてぜひ検討いたしたいと思って

いる点、これを二、三御説明を申し上げたいと思

います。

一つは、勤務の形態並びに時間が二十四時間勤

務であるということだと思います。結局、夜間、

収容者が寝室に入つても、やはりこれを見ていた

ければならないという、このような形態の勤務

は、おそらく他にはないのではないかと思いま

す。それからいま一つは、職員が接する収容者と

いうのが、遺憾ながら、要するに社会に適応性の

欠けていた人たちに接触するわけでございます。

したがいまして、その勤務の実質も非常に困難な

状況である。さらに、勤務の場所が、言ふなれば、

へいあるいは金網の中での、閉ざされた場所での

勤務でございます。さらに、勤務が明けて帰ります

のも、歩いて五分足らずの官舎住まいでござい

ます。結局、職員の生活環境、勤務環境というの

は、いわば陸の孤島とも言ふべき特殊な立場である職員でございます。したがいまし、こういう職

員に対する俸給表が現在のままでいいのだろうか

どうだろうかという根本の問題が一つあるうちと

思います。しかし、さらに、それはさておきまして、いわゆる超過勤務の問題でございますが、か

なり夜勤をしまして午前七時に明けたとしても、

すぐ帰れない、必ず生きた人間を次の交代者に引き継ぐ、最低限度三十分なり一時間なり超過勤務

が、これはやらないで済むという性質の超過勤務

ではない。そういう点を考えますと、どうしても

勤務の場所の環境を整備して明るくしてやるとい

うこと、さらにも物質的な手当といたしましては、

いま言った超過勤務についてはできるだけ十分な

支給をしてやるようにしておきたい。さらに、で

きるだけ時間をつくってやつて、生きた人間を相

手にする識見、技能というものをぜひ充実してい

く必要があるうと、そのような点を問題として、

それらの改善に鋭意努力しているというのが現状

でございます。

○伊藤頭道君 この処遇については、何も少年院

の職員に限ったことではなくして、昨年松山刑務

所に見られたあの例の不祥事件、こういう点を

あわせて考えてみても、教化、観護に關係される

職員のいわゆる規律の保持とか待遇改善、こうい

うことは全く急務中の急務と指摘せざるを得ない

わけです。これはいま初めてこういうことを申し

上げるわけではなく、当委員会で法務省設置法が

かかる際は、必ず私どもこういう点を指摘し

ます。おそれなく他にはないのではないかと思いま

す。それからいま一つは、職員が接する収容者と

いうのが、遺憾ながら、要するに社会に適応性の

欠けていた人たちに接触するわけでございます。

したがいまして、その勤務の実質も非常に困難な

状況である。さらに、勤務の場所が、言ふなれば、

へいあるいは金網の中での、閉ざされた場所での

勤務でございます。さらに、勤務が明けて帰ります

のも、歩いて五分足らずの官舎住まいでござい

ます。結局、職員の生活環境、勤務環境というの

は、いわば陸の孤島とも言ふべき特殊な立場である職員でございます。したがいまし、こういう職

員に対する俸給表が現在のままでいいのだろうか

どうだろうかという根本の問題が一つあるうちと

思います。しかし、さらに、それはさておきまして、いわゆる超過勤務の問題でございますが、か

なり夜勤をしまして午前七時に明けたとしても、

すぐ帰れない、必ず生きた人間を次の交代者に引き継ぐ、最低限度三十分なり一時間なり超過勤務

が、これはやらないで済むという性質の超過勤務

ではない。そういう点を考えますと、どうしても

勤務の場所の環境を整備して明るくしてやるとい

うこと、さらにも物質的な手当といたしましては、

いま言った超過勤務についてはできるだけ十分な

支給をしてやるようにしておきたい。さらに、で

きるだけ時間をつくってやつて、生きた人間を相

手にする識見、技能というものをぜひ充実してい

く必要があるうと、そのような点を問題として、

それらの改善に鋭意努力しているというのが現状

でございます。

○伊藤頭道君 この処遇については、何も少年院

の職員に限ったことではなくして、昨年松山刑務

所に見られたあの例の不祥事件、こういう点を

あわせて考えてみても、教化、観護に關係される

職員のいわゆる規律の保持とか待遇改善、こうい

うことは全く急務中の急務と指摘せざるを得ない

わけです。これはいま初めてこういうことを申し

上げるわけではなく、当委員会で法務省設置法が

かかる際は、必ず私どもこういう点を指摘し

ます。おそれなく他にはないのではないかと思いま

す。それからいま一つは、職員が接する収容者と

いうのが、遺憾ながら、要するに社会に適応性の

欠けていた人たちに接触するわけでございます。

したがいまして、その勤務の実質も非常に困難な

状況である。さらに、勤務の場所が、言ふなれば、

へいあるいは金網の中での、閉ざされた場所での

勤務でございます。さらに、勤務が明けて帰ります

のも、歩いて五分足らずの官舎住まいでござい

ます。結局、職員の生活環境、勤務環境というの

は、いわば陸の孤島とも言ふべき特殊な立場である職員でございます。したがいまし、こういう職

員に対する俸給表が現在のままでいいのだろうか

どうだろうかという根本の問題が一つあるうちと

思います。しかし、さらに、それはさておきまして、いわゆる超過勤務の問題でございますが、か

なり夜勤をしまして午前七時に明けたとしても、

すぐ帰れない、必ず生きた人間を次の交代者に引き継ぐ、最低限度三十分なり一時間なり超過勤務

が、これはやらないで済むという性質の超過勤務

ではない。そういう点を考えますと、どうしても

勤務の場所の環境を整備して明るくしてやるとい

うこと、さらにも物質的な手当といたしましては、

いま言った超過勤務についてはできるだけ十分な

支給をしてやるようにしておきたい。さらに、で

きるだけ時間をつくってやつて、生きた人間を相

手にする識見、技能というものをぜひ充実してい

く必要があるうと、そのような点を問題として、

それらの改善に鋭意努力しているというのが現状

でございます。

○伊藤頭道君 この処遇については、何も少年院

の職員に限ったことではなくして、昨年松山刑務

所に見られたあの例の不祥事件、こういう点を

あわせて考えてみても、教化、観護に關係される

職員のいわゆる規律の保持とか待遇改善、こうい

うことは全く急務中の急務と指摘せざるを得ない

わけです。これはいま初めてこういうことを申し

上げるわけではなく、当委員会で法務省設置法が

かかる際は、必ず私どもこういう点を指摘し

ます。おそれなく他にはないのではないかと思いま

す。それからいま一つは、職員が接する収容者と

いうのが、遺憾ながら、要するに社会に適応性の

欠けていた人たちに接触するわけでございます。

したがいまして、その勤務の実質も非常に困難な

状況である。さらに、勤務の場所が、言ふなれば、

へいあるいは金網の中での、閉ざされた場所での

勤務でございます。さらに、勤務が明けて帰ります

のも、歩いて五分足らずの官舎住まいでござい

ます。結局、職員の生活環境、勤務環境というの

は、いわば陸の孤島とも言ふべき特殊な立場である職員でございます。したがいまし、こういう職

員に対する俸給表が現在のままでいいのだろうか

どうだろうかという根本の問題が一つあるうちと

思います。しかし、さらに、それはさておきまして、いわゆる超過勤務の問題でございますが、か

なり夜勤をしまして午前七時に明けたとしても、

すぐ帰れない、必ず生きた人間を次の交代者に引き継ぐ、最低限度三十分なり一時間なり超過勤務

が、これはやらないで済むという性質の超過勤務

ではない。そういう点を考えますと、どうしても

勤務の場所の環境を整備して明るくしてやるとい

うこと、さらにも物質的な手当といたしましては、

いま言った超過勤務についてはできるだけ十分な

支給をしてやるようにしておきたい。さらに、で

きるだけ時間をつくってやつて、生きた人間を相

手にする識見、技能というものをぜひ充実してい

く必要があるうと、そのような点を問題として、

それらの改善に鋭意努力しているというのが現状

でございます。

○伊藤頭道君 この処遇については、何も少年院

の職員に限ったことではなくして、昨年松山刑務

所に見られたあの例の不祥事件、こういう点を

あわせて考えてみても、教化、観護に關係される

職員のいわゆる規律の保持とか待遇改善、こうい

うことは全く急務中の急務と指摘せざるを得ない

わけです。これはいま初めてこういうことを申し

上げるわけではなく、当委員会で法務省設置法が

かかる際は、必ず私どもこういう点を指摘し

ます。おそれなく他にはないのではないかと思いま

す。それからいま一つは、職員が接する収容者と

いうのが、遺憾ながら、要するに社会に適応性の

欠けていた人たちに接触するわけでございます。

したがいまして、その勤務の実質も非常に困難な

状況である。さらに、勤務の場所が、言ふなれば、

へいあるいは金網の中での、閉ざされた場所での

勤務でございます。さらに、勤務が明けて帰ります

のも、歩いて五分足らずの官舎住まいでござい

ます。結局、職員の生活環境、勤務環境というの

は、いわば陸の孤島とも言ふべき特殊な立場である職員でございます。したがいまし、こういう職

員に対する俸給表が現在のままでいいのだろうか

どうだろうかという根本の問題が一つあるうちと

思います。しかし、さらに、それはさておきまして、いわゆる超過勤務の問題でございますが、か

なり夜勤をしまして午前七時に明けたとしても、

すぐ帰れない、必ず生きた人間を次の交代者に引き継ぐ、最低限度三十分なり一時間なり超過勤務

が、これはやらないで済むという性質の超過勤務

ではない。そういう点を考えますと、どうしても

勤務の場所の環境を整備して明るくしてやるとい

うこと、さらにも物質的な手当といたしましては、

いま言った超過勤務についてはできるだけ十分な

支給をしてやるようにしておきたい。さらに、で

きるだけ時間をつくってやつて、生きた人間を相

手にする識見、技能というものをぜひ充実してい

く必要がある

と思ひますが、関連ござりますから伺つておきま
すが、地元側との了解、協力はもうすでに得てい
るか、それから施設の予算関係はどうなつてゐ
るのか、あるいはまた敷地の所有関係はもう解説して
いるのか、こういう問題を一括して要点だけをお
聞かせいただきたい。

○政府委員(勝尾篠三君) 地元の関係につきまし
ては、完全に御了解をいただきまして、私も現地
に参りまして所在地の関係者の方にお目にかかり
ました。非常に好意的な受け入れでございます。
それから、予算関係につきましては、昭和四十
一年度の予算関係に相なりますが、宇都宮市の南の
はずのほうに宇都宮刑務所の——江曽島農場と
称しておりますが、農耕場がござります。その土
地の一部を財源にいたしまして、その値段に見
合ひ面積を喜連川で獲得したものでございます。
したがいまして、所有権の関係も終了いたしており
ます。それから、さらに建物につきましても、
四十年度、四十一年度の予算で全部完成を見てお
ります。予算等の関係はそのように相なつております。

○伊藤頭道君 先日大臣から提案理由の説明をお
聞きしたわけですが、その一節に「最近大都市周
辺の少年院においては収容者が増加する傾向にあ
ります」と、だから少年院を新設する必要がある
のだ、そういう意味づけにしておられるわけです。そ
れはよくわかるのですが、しかし、喜連川少年院
はなるほど新たに新設してその趣旨に沿うている
わけですが、神戸の再度山学院は廃止するので
しょう。一方は新設して、一方は廃止して、プラス、マイナス同じじゃないですか。せつかくここ
に、大都市周辺の少年院は収容者が増加するのだ
から新設の要があるのだ、だから新設を認めてお
られたい、喜連川少年院はそういう趣旨に沿うて
の新設だ、まことに理路整然としているわけで
す。それならいいのです。今度は再度山学院を廢
止してしまうわけですね。どうもこのところ趣
旨一貫していないと思うのですが、この点御説明
いただきたい。

○政府委員(勝尾篠三君) 全国に少年院、現在再
度山も入れまして六十二ございますが、ここ数年
に参りまして所在地の関係者の方にお目にかかり
ました。非常に好意的な受け入れでございます。
それから、予算関係につきましては、昭和四十
一年度の予算関係に相なりますが、宇都宮市の南の
はずのほうに宇都宮刑務所の——江曽島農場と
称しておりますが、農耕場がござります。その土
地の一部を財源にいたしまして、その値段に見
合ひ面積を喜連川で獲得したものでございます。
したがいまして、所有権の関係も終了いたしており
ます。それから、さらに建物につきましても、
四十年度、四十一年度の予算で全部完成を見てお
ります。予算等の関係はそのように相なつております。

○伊藤頭道君 先日大臣から提案理由の説明をお
聞きしたわけですが、その一節に「最近大都市周
辺の少年院においては収容者が増加する傾向にあ
ります」と、だから少年院を新設する必要がある
のだ、そういう意味づけにしておられるわけです。そ
れはよくわかるのですが、しかし、喜連川少年院
はなるほど新たに新設してその趣旨に沿うている
わけですが、神戸の再度山学院は廃止するので
しょう。一方は新設して、一方は廃止して、プラス、マイナス同じじゃないですか。せつかくここ
に、大都市周辺の少年院は収容者が増加するのだ
から新設の要があるのだ、だから新設を認めてお
られたい、喜連川少年院はそういう趣旨に沿うて
の新設だ、まことに理路整然としているわけで
す。それならいいのです。今度は再度山学院を廢
止してしまうわけですね。どうもこのところ趣
旨一貫していないと思うのですが、この点御説明
いただきたい。

○伊藤頭道君 現実に再度山に勤務し
ております職員につきましては、播磨、あるいは
加古川、あるいは浪速、河内という近辺の少年院
にそれぞれ本人の居住地の交通事情その他を考
えて配置転換をいたしました。そうしてさら
に、今度は喜連川のほうにつきましては、一応再
度山の定員の数だけは喜連川のほうに回せるわけ
でございますが、そのほうの回し方につきまして
は、東京近辺に転任を希望している職員といふの
がかねがね申し出があるわけでございます。した
がって、そういう希望する転任職員を関東のほう
に転任をしていただき、さらに足りない分は新規
採用をするということで、その点は御心配のよう
な点はなしに実現できるということでございま
す。

○伊藤頭道君 いま御答弁があつたわけですが、
この御説明のとおりだとすれば心配ないわけです
が、ここで確認しておきたいことは、配置転換等
については、無理強行は断じてしない、そういう
ふうに理解していいわけですか。

○政府委員(勝尾篠三君) おことばのとおり、絶
対に無理はいたしません。

○伊藤頭道君 次に、問題をかえまして、入国管
理事務所の出張所を今度六ヵ所設置されるという
提案の理由がございましたが、これに関連してお
伺いいたします。

○伊藤頭道君 最近港湾関係行政機関の一元化と
いうことが強く叫ばれておるわけです。臨調で
おることは港湾事業者に非常な不便を与える、こ
ういう関係から合同庁舎の建設を促進しておるわ
けです。それと書類とか手続の簡素化についてあ
わせて答申をしているわけです。少なくともこの

すと、当然にそこにとめておられる職員の身分
がどうなるかという、そういう問題が一つ起きて
くるだらうと思います。もちろん、配置転換を強
制してやれば、机の上の事務はりっぱに進行する
であります。それどころも、やはり神戸に在住、地
元の人もありましようし、それがはるかに離れた
遠方へ移るということになると、いろいろむずか
しい人事問題が出てこよろかと思うのです。なる
べく配置転換を了解のもとでやることはいいわけ
であります。されども、了解なくして無理強行するとい
うことは極力避けべき問題の一つだと思うのです。
そういう点で、この点をひとつ納得のいくように
御説明いただきたいと思います。

○政府委員(勝尾篠三君) 現実に再度山に勤務し
ております職員につきましては、播磨、あるいは
加古川、あるいは浪速、河内という近辺の少年院
にそれぞれ本人の居住地の交通事情その他を考
えて配置転換をいたしました。そうしてさら
に、今度は喜連川のほうにつきましては、一応再
度山の定員の数だけは喜連川のほうに回せるわけ
でございますが、そのほうの回し方につきまして
は、東京近辺に転任を希望している職員といふの
がかねがね申し出があるわけでございます。した
がって、そういう希望する転任職員を関東のほう
に転任をしていただき、さらに足りない分は新規
採用をするということで、その点は御心配のよう
な点はなしに実現できるということでございま
す。

○伊藤頭道君 いま御答弁があつたわけですが、
この御説明のとおりだとすれば心配ないわけです
が、ここで確認しておきたいことは、配置転換等
については、無理強行は断じてしない、そういう
ふうに理解していいわけですか。

○政府委員(勝尾篠三君) おことばのとおり、絶
対に無理はいたしません。

○伊藤頭道君 最近港湾関係行政機関の一元化と
いうことが強く叫ばれておるわけです。臨調で
おることは港湾事業者に非常な不便を与える、こ
ういう関係から合同庁舎の建設を促進しておるわ
けです。それと書類とか手続の簡素化についてあ
わせて答申をしているわけです。少なくともこの

今回の法案では、六ヵ所の出張所を設置しよう
としているわけですが、まずお伺いしたいのは、
市長関係は問題ないのかということですね。もち
ろん新造でかかるわけじゃありませんから、借
り上げ等の措置を講ずると思うのですが、施設が
その港における他の港湾関係の行政機関と地理的
な関係は一体どうなつてあるか、こういうことは
きわめて大事なことだと思うのです。六つの出張
所のうち、港湾関係の合同庁舎ができており、そ
れに入る分もあろうかと思いますが、そういうも
のについてもひとつあわせてお答えをいただきた
い。

れば、人員は少なくとも確かにいける、また國家の上からも大きな経済である。こういうことも気がつきましたので、本年は若干の機械化にも成功しておるわけであります。今後は機械化と、それから建物の中の設備の改善という、一口に言つて書類の置き場でございますが、その書類の置き場にくつろぎ改善をほどこすという、その両方の面においても力こぶを入れて、人員の増強と相まつて、国民の皆さんにこれ以上の不便をかけることがないようにしていきたい、こういう心がまえを持つっているわけでござります。その他の事柄につ

○政府委員(新谷正夫君) 大臣から御説明のありましたとおり、法務局につきましては、年々事件が非常な増加の状況を示しております。これに対処いたします方策といったしましては、何と申しますても、人間が不足いたしておりますので、増員ということが第一の重点になつてゐるわけであります。しかし、政府全体の方針といたしましても、公務員の数はむやみにふやすことは差し控えるべきであるという基本方針もございますので、われわれといたしましては、そのワクの範囲内でき可能な限りでできるだけ人員の確保につとめてまいりました。本年度におきましては、法務局の凍結人員四十二名を全部凍結を解除していただきましたばかりに、ほかの法務省所管組織からの凍結人員を割愛していただきまして百五十八名をふやして、それだけ法務局によけいに人員を採用で生きるという特別の措置を講ぜられておるわけでござります。もちろん、この二百名では十分ではございません。そこで、先ほどの御説明にもありましたように、いろいろの他の施策についても強力な方策をただいま推進いたしておるわけでござります。いろいろござりますけれども、先ほどの大臣の御説明をさらにふえんして申し上げますと、官舎のあり方というものが登記事務に非常に影響

いたしますのでございます。明治年間につくられた
直に申し上げまして、ごく最近まで日本で一番大き
きな商業登記簿を擁し、登記事務も一番大きいも
のとされております東京の日本橋の登記所でござ
いますが、これが残念ながら五日ないし一週間ぐ
らい謄抄本の作成に要する日数としてかかつて
おつたわけでございます。何とかしてこれをその
日に全部処理できるようにする方法があるまいか
といふことで苦心いたしたのでございますが、人
員の増加あるいは機械の導入ということと相まち
まして、とりあえず暫定的な措置でございました
けれども、庁舎の改善をいたしまして、この倉庫
のあり方、事務室の机の配置等いろいろ考えま
して思い切った措置をとってみましたところが、
その庁舎の改善と相ましまして、日本橋登記所に
おきましては全部事件がその日のうちに処理でき
るようになつたという実績を示したのでございま
す。そこで、私どもとしましては、増員の要求と
同時に、施設の改善ということを最も重要な主眼
といたしまして、これを予算要求の大きな重点項
目といたしております。全国に約千五百の出張
所、いわゆる登記所と言われるものがございます
が、この中でも特に緊急改善を要するものを三
百三十六カ所選びまして、十年計画という、まあ
ちょっとと長過ぎるくらいがございますけれども、
十カ年計画でとりあえず緊急な改善をする庁舎
の改築にかかるうと、いうので、これが本年度で第
三年度に入つてしまひました。おかげで本年度ま
での庁舎の新築を設められた数をおおむね当初予
定どおり進行いたしておりますけれども、これも
なお一そつその期間を短縮する等の措置を考えま
して、できるだけみやかにこの十年計画が完遂
できるようにということを考えておるのでござい
ます。そのほかに特殊な登記所向きのタイプライ
ターを特別に考案いたしまして、登記簿のみに向
くような能率的なタイプライターでございます
が、これを全国の登記所に現在どしどし配置いた
しまして、従来のよほな手書きの非能率なやり方

これによって非常に能率が上がりますのみならず、贋抄本の複写をとります際に非常に迅速に処理ができます。能率の面には大いなプラスになると考えております。さらに複写機等につきましても、性能のいいものに順次切りかえていくというのが現状でございます。まあいろいろ機械化の方策等もございますが、そのほかにお制度そのものの問題も私どもとしては非常に重視いたしておりますわけでございまして、機械化を採用いたしますにしましても、現在の登記簿あるいはその用紙の今までいいかどうかという実は問題があるのであります。それで、そういうた機械化に不向きな登記簿を機械化に乗せられるような新しい効率のいい用紙に切りかえていくという、これは粗悪用紙の切りかえと言つておりますが、そういった作業も大大りまして、そういうた機械化に不向きな登記簿を一元化することによって事務の能率化をはかる。また、商業登記におきましても、登記簿の様式を改正する。あるいは、これを思い切つて従来の帳簿式の登記簿をやめまして、利用度の高い登記簿につきましては、各会社ごとにファイリング・システムを採用いたしまして、これによつて登記簿の閲覧の競合を防止できるというような非常な利便がござりますので、そういうた措置等を講じておる次第でございます。登記所の事務が渋滞いたしますことを防止いたしますためには、増員のみではなくても足りませんので、いろいろの施策を講じまして、逐次その実施に移しているわけでございまして、今後ともこういった施策を強力に推進いたしたいというふうに受けとめておる法務省としてはどういうふうに受けとめておるわけです。

○伊藤顯道君 なお、このことに関連して、臨調は法務局と地方法務局の出張所の統廃合について意見を出しておられるわけです。これについて、法務省としてはどういうふうに受けとめておるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 出張所の統廃合の問題につきましては、これは国家機関としてこの出先

機関が、職員が一人あるいは二人という非常に小規模の地方が多いわけでございます。そのために、現在の事件の激増あるいは事務処理の相互牽制といふやうなものを考えます場合に、現体制ではどうしてもまずいのではないかという考え方を立ちまして、特にまた現在の登記所が明治年間に配置されたままのものが大部分であります。最近の交通事情、経済事情等を勘案いたしまして、できればこれを適当な場所に統合したらどうかという考え方にして過去何年かその措置をとつてまいりましたが、地元の関係の公団体から非常に強い反対の声も出てまいりまして、登記所をぜひそのまま存置してもらいたいという希望もあるわけでございます。そのためになかなか思うように進捗いたしておりません。かたがた、臨時行政調査会の答申によりますと、職員が一人だけの登記所を廃止して、これを他の登記所と統合することによって機構の合理化をはかるべきであるという答申が出されたわけであります。私どもとしましては、そういういろいろの事情を考えまして、この際法務局の出張所の方を根本的に考え直す必要があるのではないか、基本的な配置の構想といいますか、そういったもののを一度再検討いたしまして、その上でどうするかということをきめたいとこう考えまして、たゞいまのところ登記所の統廃合については一切見合わせるということにいたしております。もつとも、市町村のほうで統廃合をやってもらいたいところはもちろん例外的に実施いたすことについたしておられます。が、原則的には統廃合を見合わせるということにいたしておるのが現状でございます。

○政府委員(新谷正夫君) 登記事務についての司法書士の嘱託制の問題でございますが、現状人員が非常に不足いたしております状況下におきまして、完全な体制になるまでの間の暫定措置といしまして、そういうことも一つの考え方として成り立てるだらうということは考えられるわけでございます。ただ、この登記簿という帳簿が非常に重要な帳簿でございます。したがいまして、これを処理いたしましても、責任者をやはり明確にする必要があるということ、さらに、嘱託制をとりました場合に、その身分關係がどうなるかというふうな問題もございまして、どうもこれを一挙にそういうところに持っていくとどうしても、基本的には臨時職員についても十分そういうことについて若干ちゅうちょせざるを得ない点があるわけでございます。嘱託制の問題にしましては、法務局の職員の手によって責任を持つて十分処理できるような体制を持っていきたいというのが希望でございます。嘱託制の問題につきましては、なお十分検討したいということでございます。

○伊藤頭道君 なおお伺いしたいのは、この臨時

職員について見ますと、千三百名ほど採用しておると思うのです。この臨時職員も相当長期間の方もおるわけですね。この臨時職員というと、説明するまでもなく、いつ解雇されるかわからないという不安を持ち続けながら、同学歴、同年勤務という条件にありながら、いつも不安にさらされてしまうこれが実態だと思うのですがね。この点については、法務省としてはどういうふうに対処しておるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 登記所の経常的業務につきましては、臨時職員は採用しないことになつておりますが、たとえば登記台帳の一元化の臨時的な作業とか、あるいは今後行なわれますメートル法の切りかえの問題、そいつた特殊な臨時の仕事が各登記所に出てまいります。そういうものに対処しますために臨時職員を採用いたしておるわけありますが、臨時職員といえども、やはり法務局の中にありますと相当期間勤務いたすので

ござります。こういった職員につきましても、十分優遇措置は講じたいというふうに考えております。もつとも、予算のワークがございますので、やはりある程度の制約は免れないと思ひますけれども、基本的には臨時職員についても十分そういう配慮をいたしたいというふうに考えております。

○伊藤頭道君 なお、臨時職員につきましては、定員職員に振りかえてもらいたいという問題がございます。

○伊藤頭道君 次にお伺いしたいのは、法務局の

分優遇措置は講じたいというふうに考えております。もつとも、予算のワークがございますので、や

はりある程度の制約は免れないと思ひますけれども、基本的には臨時職員についても十分そういう配慮をいたしたいというふうに考えておりま

す。

○伊藤頭道君 なほ、臨時職員につきましては、定員職員に振

りかえてもらいたいという問題がございます。

○伊藤頭道君 もつとも、過去何年かの間に相当数の優秀な職員を定員職員に組み入れております。この方法は、国家試験で試験の合格者を採用するのが原則でございま

すが、そのほかにも、特殊な事情に応じましては、相当期間勤務しておる優秀な職員を人事院の承認を得て定員内の職員に採用いたしておるとい

うのが実情でございます。

○伊藤頭道君 当委員会といいたしましては、昭和三十七年の第四十国会に、法務局の定員、それと出張所の整備、職員の処遇改善、こういうことにつ

いて「速かに検討の上善処されたい。」こういう趣旨の附帯決議がなされておるわけです。これは

三十七年ですから、もうそれからだいぶ期間がたっているわけですね。しかも、この附帯決議につ

いては、政府はこれを忠実に実行しなければならない義務があるわけですね。しかも、三十七年の附

帶決議に対して、時の法務大臣は、附帯決議の趣

題はだいぶ片づいていなければならぬと思うので

すがね、だいぶ年数がたっておりますから。こう

いう附帯決議について、大臣としては、一体、も

う三十七年ですから、相当責任があらうかと思う

のです。この点はいかがですか。

○國務大臣(田中伊三次君) かねてからその声もございまして、問題となつております。これはひ

とつ検討してみたいと思います。

○伊藤頭道君 この国会に提案されております住民基本台帳法案ですね。これでは、この附則で法務省設置法の一部を改正されていよいよありますけれども、これは法文の整理の程度であるのかどうか、こういう点を伺つておきたいと思いま

す。

○政府委員(新谷正夫君) 住民基本台帳法案が提

案されておりますが、この中身は、現在施行され

ております住民登録法の内容をそつくり取り入れ

ます。そのほかに選挙の関係、あるいは年金、健康保険の関係が結びつきまして、現在の制度以

上に「そう窓口の合理化、国民の利便をはかるこ

とになっております。住民登録法は、従来は法務

局で所管いたしております。しかし、そういう事

態になりますれば、むしろこれは進んで自治省の

所管に移すほうが、適当であろうと考えまして、私

どもとしましては、積極的に自治省に協力いたし

ます。その間の規定を改正するために、設置法

の一部改正がこの法律案の中に含まれておる次第でございます。なお、部分的には法務大臣と自治

大臣の共管になる部分が残りますが、これはそれ

ぞれかかるべき措置を講じてあるわけでございます。

○伊藤頭道君 先ほど来指摘して申し上げてまいりましたように、登記事務が停滞しておる。メー

トル法の完全実施をいまなされておりますが、な

かなかメートル法完全実施についていけない、そ

ういう実情だということを新聞報道で拝見したこ

とがございますが、実際の実情はどうなつてお

りますか。

○政府委員(新谷正夫君) 法務局の関係におきま

しては、登記簿の面におきまして、従来の尺貫法

と申しますか、坪あるいは反、畠、歩で数量が表

示されております。そして、メートル法、計量法

の規定によつて完全実施に移すといたしますれば、これらの点も積極的に協力してメートル法單

位に切りかえるという観点から、本年度より逐次

計画的に従来の尺貫法の表示をメートル法の表示

に書きかえるという作業を進める予定にいたしておるわけであります。

○伊藤頭道君 時間の関係もございますが、出入国管理

令について。これはいま懸念となつておるわけで

すが、この問題の、いわゆる管理令の改正問題に

ついては一体どうなつておるのか。これは、この管理令はいわゆるボンダム勅令であつて、それが現在までいまだに生き残つておると思うのですが、法務省としては次の国会には法改正をしたいといふように聞いておるわけですが、この際ひとつ法務大臣としての所見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(田中伊三次君) おとこばのように私も考えます。法務省に参りまして第一に、妙な法律があるものだ、こんなもので、いつまでこんなことをしておるのかという感じを持ちまして、去る九日の日に法務省の入管局の中に入出管理法制定準備会を設けました。内部の機構でございますが、設けまして局長をその会長に当たまして、そこで、目下せっかく準備を急いでおります。そこで、来国会の初めに準備が間に合うかどうかでござりますが、できるだけ早くこういう時代おくれの法規は改正をいたしまして日本独自の法律に制定をし直す、こういう考え方でせっかく努力をしておる次第でござります。

○委員長(豊田雅孝君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記を再開。

○多田省吾君 最初に、喜連川に今度少年院を新設することになつたわけでござりますが、最近の犯罪白書を見ましても、非常に少年犯罪が悪質化されども、この少年犯罪の問題で法務省の立場で一体どういった対策を立てられているか、またどういった実施状況か、法務大臣に承りたい。

○國務大臣(田中伊三次君) まず局長から先にちよとお答えを申し上げます。

○政府委員(勝尾錦三君) 少年犯罪につきましては、御指摘のように質的に非常に凶悪化いたしております。したがいまして、そういう質的に凶悪化している少年犯罪に法務省としてはどのように対処すべきかということにつきましては、法務省の法務総合研究所におきましては、少年犯罪の原因あるいは質的に悪化してきた原因等を研

究をしております。それを踏まえまして、検察官は全然聞こえておりませんか。

○政府委員(勝尾錦三君) 喜連川につきましては、さらに、事件は少年法により家庭裁判所に入りますが、その際におきましては、私どものほうの少年鑑別所が当該少年の資質の鑑別を適正にやって家裁の処遇の適正に寄与する、家裁の審判によりまして私どものほうの少年院に送られてきたものにつきましては、当該少年の個別的な事情に応じた個別的な適切な処遇を行ない、さらに刑事事件として訴訟されましたものにつきましては、私はほうではおとなと区別いたしまして少年刑務所に収容いたしますが、その点につきましては、職業訓練その他を適確にやって、出所した際に再度犯さないようにする、このような施策を講じております。

○多田省吾君 この前の衆議院の会議録を見ましても、ある少年院では四〇%ぐらいの再入があるということを聞いております。全国一般に、入所前に補導を受けた青少年がその後の犯罪でまた入所する、そういう率はどのくらいになつておりますか。

○政府委員(勝尾錦三君) 平均いたしまして大体四三%ぐらいでござります。

○多田省吾君 それは、入所中に対する補導が非常によくないといふことでも言えましましょうし、またそのほかの原因も數多くあると思いますが、それはどういう原因であり、またそれに対する対策というものをどのように講じておられますか。

○政府委員(勝尾錦三君) 個々の少年に対して個別ごとにやはりその環境、資質に適切な処遇を強力に実施していく反面、職業訓練を充実をして、出所の時、職を失うことのないようにしていくと、いう点がポイントにならうかと思います。

○多田省吾君 今度は喜連川につくろうというわけでございますけれども、当然付近の住民の感情というものがいるだらうと思いますが、刑務所移転に際しましてもそういう問題が数多く出ており

ますけれども、このたびの場合はそういうたとえは全然聞こえておりませんか。

○政府委員(勝尾錦三君) 喜連川につきましては、全く聞いておりません。

○多田省吾君 少年法改正の問題は前石井法務大臣のときにだいぶ問題になりましたけれども、田中法務大臣としては、この前の適用年齢の引き下げとか、検察官の先議権の問題、あるいは少年と成年の間に一つの層を設けるとか、そういった問題がありましたけれども、最高裁判所との調整問題でこの前は非常に行き惱んでいるようになりますが、田中法務大臣としてはどのように法改正を考えておりますか。

○國務大臣(田中伊三次君) 先ほどもお答えを申し上げたところでございますが、現在二十歳の少年を十八歳未満に下げて、そうすると二年間浮くわけでござりますね、その上に二十三歳未満、つまり二十歳、二十一歳、二十二歳、この三年を上積みするという案が石井さん時代の案でござります。私がこれを訂正いたしまして、上積み三年間ということをこれを取り除こう、現行の二十歳以下を十八歳未満に下げまして、その二年間のみについておとなの扱いをするのだが、しかし情状と事情いかんによつては子供の扱いもできるようにしていきたいというよう簡単に改めました点が一点だけの違いでござります。

○多田省吾君 その法改正案も、今度は間に合わないでしようけれども、今度いつ出すとか、そういった予定はござりますか。

○國務大臣(田中伊三次君) この分は、次の通常国会の休会明け、すなはち来年の一月末までには答申を得まして、これを国会提出にぜひ持ち込みます。

○政府委員(勝尾錦三君) 少年院で見ますと、収容定員に比べて一〇九%という収容状況でござります。

○多田省吾君 今度、関東地方の少年院では過剰収容の状態だ、当然東京近辺、関東方面の少年の犯罪というものが急増しているに違いないと思うわけでございますが、これはどの程度でござりますか。

○政府委員(勝尾錦三君) 御承知のように、戦後少年法が変わりまして、全国一斉に少年院を建てざるを得ない情勢にあつたため、関西方面でありますした犯罪の収容者の状況もふえておりましたので、まことにやむを得ず再度山の上に建てざるを得なかつたというのが実情でございます。

○多田省吾君 今度、関東地方の少年院では過剰収容の状態だ、当然東京近辺、関東方面の少年の犯罪というものが急増しているに違いないと思うわけでございますが、これはどの程度でござりますか。

○政府委員(勝尾錦三君) 少年院で見ますと、収容定員に比べて一〇九%という収容状況でござります。

○多田省吾君 最後に、この問題につきましては、大臣としては、こういったこれから少年犯罪についてどのように把握され、どういう精神で臨ま

ります。

○政府委員(勝尾錦三君) 大臣と見ますと、少年犯罪の激増という傾向、しか

ついてどのように把握され、どういう精神で臨ま

れるか。

○國務大臣(田中伊三次君) 大ざつぱな方法を申し上げますと、少年犯罪の激増というような状態、数においても質においてもふえており悪くなつてきているというこの状態に対処いたしましたためには、どうしても根本的な問題としましては、少

年の取り扱いを中心とする少年刑法であり少年刑

事訴訟法である少年法を、私たちが構想しておりますような方向にまずこれを改正していきたい、こういうふうに考えるのでございます。

それから、もう一つの大きな問題といたしましては、この青少年の取り扱いに、これは私の持論でもあるわけでござりますが、少年の指導と補導の時代に、一番最初の非行少年の入り口の時代に全力を傾けて、おとななあたたかい温情をもってこの子供を指導するということにもっと力を入れていきたい、こういうふうに考えるのであります。

なお、これを審判を経まして収容いたしましたときには、先ほど局長から申し上げましたように、職業補導ということにうんと力を入れて、外に出ました場合に職業が身についている、自分の好きな職業が身についているために犯行を重ねる余地がないというふうに、職業補導に力を入れていただきたい、こういうふうに考えるのであります。

○多田省吾君 法案とは少し離れますけれども、最近の問題で選挙裁判の迅速化ということが強く呼ばれているわけです。この前も、文京区におきまして、四年前の選挙違反の件がようやく最高裁判で四年二、三ヶ月ぶりで最終判決が下って、もうすでに再選している議員が四名失格になつたといふような事態も起つております。そうしたならば、その選挙事件に関しては結局何にもならないといった結果さえ起きているわけです。この前もまた、参議院選挙の連座制にかかる問題でありますけれども、やはり五年何ヵ月で高裁判決が出た——五年九ヵ月ぶりですか。そういった事態もございます。もしもんとうに有罪であるならば、選挙裁判の遅延によつて少しも選挙違反の判決が有効に生かされていないで、やり得だ。もし無罪であるならば、その何年かの間精神的負担を感じ度合いといふものは非常に強いと思うのです。そういった面で、まあ選挙法には百日裁判ということもうたわれておりますけれども、最近の選挙裁判の遅延は目に余るものがある

わけございます。で、イギリス等の例を見ます

と、高等裁判所に選挙裁判所というものを設けて、二人の高等裁判官の任命をして、それで一審だけで判決を下した結果を国会の議長が判定して失格があるはどうかというような姿で、非常に選挙裁判が、早いのは十日というような状態で、そのためには効率的に生かされて、非常に違反が少ない時代に有効に生かされて、非常に違反が少なかつたという、そういう事例も起つてゐるわけです。そういった面で、この前も最高裁の長官から選挙裁判を促進するようにというような話を聞いたのでありますけれども、全然最近も改まつてない。そのことに關して、選挙裁判の促進といふ面と、それから裁判自体が非常にいまの選挙法では問題があるんじやないかと、そういうことも思つてます。ですから、イギリスのように変えられるようなおつもりはないのかどうか、その二点を法務大臣にお伺いしたいのであります。

○國務大臣(田中伊三次君) 選挙の裁判は厳格にやるべきもの、怠ぐべきものであるということは、世論でもあり、いまおしかりをいただくところの事情でございます。しかしながら、この選挙の裁判といえども、いやしくも刑事被告人の裁判でござります。その裁判が、いいかげんで、おろそかで、迅速だけいいという筋のものでもございません。これは申すまでもないことございまます。したがつて、大部分の選挙裁判は早く行なわれるべきであります。そのおしかりをいたくようなものもござります。

○多田省吾君 いま法務大臣のお答えでは、選挙裁判が遅延しているのは一部である、大部分は非常にすみやかに行なわれておるというようなお答えですけれども、私どもの調査ではその正反対で、やはり判決が下つても、また高裁から最高裁判へと持つていくような事例が非常に多いので、三年、五年、七年とかかるのが大部分であると、当選人の失格に特にかかるような問題では、そういった問題が大部分であると、そのように理解しております。法務大臣が大部分とおっしゃるのは、それは、たとえば戸別訪問とか、ちょっととした軽い選挙違反の場合は、なるほど略式裁判で早く審理できるような傾向もありますけれども、その当選人の失格が有効かという問題になりますと、それがほとんど大部分三年、五年。ですから悪質な買収違反が絶えない、そういうふうに私たちは思うわけです。それに対してもう一度ありますけれども、やはり五年何ヵ月で高裁判決が出た——五年九ヵ月ぶりですか。そういった事態もございます。もしもんとうに有罪であるならば、選挙裁判の遅延によつて少しも選挙違反の判決が有効に生かされていないで、やり得だ。もし無罪であるならば、その何年かの間精神的負担を感じ度合いといふものは非常に強いと思うのです。そういった面で、まあ選挙法には百日裁判ということもうたわれておりますけれども、最近の選挙裁判の遅延は目に余るものがある

の目的を達する上の協力かと存じます。それから

また裁判の手続それ自体でございますが、これはどうも法務省だけでもやれませんので、裁判所が中心となって、弁護士会、それから法務省といふ、訴訟関係人を出しておりますところがこれに協力するという態度が促進ができる結果になると存しますので、そういう意味から、法務省は裁判所の事件の審理促進に協力をする態度を今後一そく強化をしていまして、早く裁判ができますよから選挙裁判を促進するようにつらうような話も出たのでありますけれども、全然最近も改まつてない。そのことに關して、選挙裁判の促進といふ面と、それから裁判自体が非常にいまの選挙法では問題があるんじやないかと、そういうことも思つてます。ですから、イギリスのように変えられるようなおつもりはないのかどうか、その二点を法務大臣にお伺いしたいのであります。

○國務大臣(田中伊三次君) 選挙の裁判は厳格にやるべきもの、怠ぐべきものであるということは、世論でもあり、いまおしかりをいただくところの事情でございます。しかしながら、この選挙の裁判といえども、いやしくも刑事被告人の裁判でござります。その裁判が、いいかげんで、おろそかで、迅速だけいいという筋のものでもございません。これは申すまでもないことございまます。したがつて、大部分の選挙裁判は早く行なわれるべきであります。そのおしかりをいたくようなものもござります。

○多田省吾君 いま法務大臣のお答えでは、選挙裁判が遅延しているのは一部である、大部分は非常にすみやかに行なわれておるというようなお答えですけれども、私どもの調査ではその正反対で、やはり判決が下つても、また高裁から最高裁判へと持つていくような事例が非常に多いので、三年、五年、七年とかかるのが大部分であると、当選人の失格に特にかかるような問題では、そういった問題が大部分であると、そのように理解しております。法務大臣が大部分とおっしゃるのは、それは、たとえば戸別訪問とか、ちょっととした軽い選挙違反の場合は、なるほど略式裁判で早く審理できるような傾向もありますけれども、その当選人の失格が有効かという問題になりますと、それがほとんど大部分三年、五年。ですから悪質な買収違反が絶えない、そういうふうに私たちは思うわけです。それに対してもう一度ありますけれども、やはり五年何ヵ月で高裁判決が出た——五年九ヵ月ぶりですか。そういった事態もございます。もしもんとうに有罪であるならば、選挙裁判の遅延によつて少しも選挙違反の判決が有効に生かされていないで、やり得だ。もし無罪であるならば、その何年かの間精神的負担を感じ度合いといふものは非常に強いと思うのです。そういった面で、まあ選挙法には百日裁判ということもうたわれておりますけれども、最近の選挙裁判の遅延は目に余るものがある

目立ちます。そういうことで、選挙違反全体がおくれてゐるんではないかというおしかりがあるわけでございますが、今後は十分に、訴訟関係人の努力をしてまいりたいと思います。

○多田省吾君 もう一つ、ついでに選挙法に関連しまして、きのうの朝日新聞にも、「ゆがめられた選挙公営」ということで、朝日新聞の調査によりますと、二十五都道県で公金の陣中見舞いが出ている、そいつは一覽も出ておりますけれども、よう通じまして、極力この選挙裁判が進行できますように努力をしてまいりたいと思います。

○多田省吾君 いま法務大臣のお答えでは、選挙裁判が遅延しているのは一部である、大部分は非常にすみやかに行なわれておるというようなお答えですけれども、私どもの調査ではその正反対で、やはり判決が下つても、また高裁から最高裁判へと持つていくような事例が非常に多いので、三年、五年、七年とかかるのが大部分であると、当選人の失格に特にかかるよう問題では、そういった問題が大部分であると、そのように理解しております。法務大臣が大部分とおっしゃるのは、それは、たとえば戸別訪問とか、ちょっととした軽い選挙違反の場合は、なるほど略式裁判で早く審理できるような傾向もありますけれども、その当選人の失格が有効かという問題になりますと、それがほとんど大部分三年、五年。ですから悪質な買収違反が絶えない、そういうふうに私たちは思うわけです。それに対してもう一度ありますけれども、やはり五年何ヵ月で高裁判決が出た——五年九ヵ月ぶりですか。そういった事態もございます。もしもんとうに有罪であるならば、選挙裁判の遅延によつて少しも選挙違反の判決が有効に生かされていないで、やり得だ。もし無罪であるならば、その何年かの間精神的負担を感じ度合いといふものは非常に強いと思うのです。そういった面で、まあ選挙法には百日裁判ということもうたわれておりますけれども、最近の選挙裁判の遅延は目に余るものがある

追及されるべきものではなからうかと思いま
す。一つは、市長何がし、村長何がし、町長何がし、
しが金をくれたというのでありますけれども、そ
れは個人として金をくれたのかどうか。それは内
容的には、個人のふところの金をよこしたのか、
それとも交際費その他公金の中から金をよこした
のかという、二つの問題があらうかと存じます
が、個人として支出をいたしましてこれを受け
取ったという場合においては、これは法律上問題
の起る余地は全くございません。それはまことに
に明白解明でござります。ところが、その財源が
公的会計から出でるという場合に、これを禁ずる
法律があるかというと、先生お読みの百九十九
条の条文は除外をされておりまして、これは適用
されることは全くないのでございます。したがつ
て、これもその法律的解釈からは百九十九条の適
用がないといたしますというと、一向公共団体か
ら金をもらって差しつかえない、こういう不都合
を生ずるわけであります。しかしながら、公的で
はございませんので、おことばのとおり、これは
慎むべきもの、かよくな金を受け取つております
場合には、公金として、市長として、町長とし
て、村長として受け取つておるという場合があり
得るといいたしますと、あの罰則の中にそういうこ
とがあるといいたしますと、これは道義的に深く反
省すべきものであらうと思います。

共団体それ自身から金を受け取ることが差し違ひますことは、これは間違いである。こういうことはが表に出ました今日の考え方いたしましては、将来の公職選挙法の改正に対しても、国並びに地方公共団体から公金を選挙費用として、あるいは政治運動活動資金としてこれを受け取ることは、選挙のときのみならず、オールタイムで禁ずべきものである、三百六十五日、二十四時間さような金を受け取るべきものではないということを、厳格に、明文をもつて禁しなければならぬものである、こう考えるわけであります。

○多田省吾君 まことにごもつともなお話だと思います。で、今度自治大臣も、今度の政治資金規正法あるいは公職選挙法の改正に際しては、適当なものであるならば修正に応ずるということは、数回明言しているようですが、いまの大臣の御所見を承りますと、当然もう公職選挙法等に公金をもつてはいけないという条文をつけねばならないべきであるというようなお話を承りましたが、もし私どもがそういう修正を出す場合には、今度の公職選挙法の場合も、法務大臣として、個人としてだけつこうでございますから、当然修正すべきだと、このようにお考えでございましょうか、伺つておきます。

○國務大臣(田中伊三次君) このことは、禁ずるべきことが——政府が原案を決定いたします以前でございました場合においては、当然にこの明文を一項目入れるべきであるということになつたろうと存じます。したがつて、国会審議の過程においで、衆参両院のいずれかでこれを修正していくな御修正だという態度をとつてまいりたいと思ひます。

○多田省吾君 確かに、いま大臣がおつしやつたように、市長個人の金であるならば、別に問題ないわけです、いまの公職選挙法にも許されている御修正だという態度をとつてまいりたいと思ひます。

わけですから。公金を、あるいは交際費等を町長に出すということは、これは、いまの法律にはありませんけれども、非常に道義的に慎しまなければならぬ大きな問題だと思うのですね。それが新聞にも出ておりますけれども、現在自治省の醜枝自治大臣もその中に、それは公金が個人のお金ではないかと思ひます。ですから、それを知らないで、公金と知らないで個人の金だと思って受け取つていた方々も、非常な迷惑だと思います。ですから、こういつた問題はお互に困る問題でござりますから、私どもとしては、希望として、絶対今度の政治資金規正法に、またこの改正に、さらには選挙法改正に取り入れていただきたいと、いうことを要望したいのでござります。これは要望でございますが。

次にもう一点だけお伺いいたします。それは政治資金規正法にも関することですから、ほんとうは別の機会のほうがよろしいのでござりますけれども、なかなかこちらにおいては機会がございませんから、お伺いしたいのでござりますけれども、今度の政府案におきまして、会社、法人が二千万円以上の寄付を法に違反してやつた場合の罰則といふものが、わざか五万円以下の罰金と、非常にいまの政治資金規正法のあるいは選挙法の罰則等と比べますと——いままでは全部禁錮刑がついておつた、今度は五万円以下の罰金であるから、やり得であるという報道もなされておりまます。事実そうなのか。非常に罰則がゆるやかである。やはりその法律の権威を保つためには、禁錮刑くらいつけてもいいんじゃないかと思うのですが、大臣としての御所見はいかがでござりますか。

金の規正法の提案をいたしましたうちで、罰則に
関係をいたします限りは、法務省の所管として、
自治省に意見を述べ、十分の協議を求めているの
でありますので、罰則が重いか軽いかという問題
は、私に責任があるわけでございます。そういう
点から申しますと、私は、いま仰せのような、寄
付金総額違反の場合に、単に五万円以下五千円以
上の罰金ということは軽きに失するのではないか
というおことばは、実はそうは思はないのであり
ます。何を根拠にそれが軽くないのか、適当かと
いうことを言いますと、一口に言いますと、一体
この政治に対する寄付金といふものは自由でなけ
ればならない。何人も国民党は、政治家を育てる、
政党を育てるという場合に、自分が収入として得
たる金の中から税金を支払っている。地方税、国
税を支払っている、そうして自分の使い得る所得
となつたものは、非常に極端なことを申し上げれ
ば、その使途は全く自由でなければならぬ。そ
れは憲法の所有権の規定の明文から申しまして
も、自分の金は自分のどの方向に使おうが、それ
が違法、不法の方向でないならば、自由でなけれ
ばならない。その自由な处分という観点に立って、
この政治資金を献金することになるのであります
から、本来は自由なものである。しかし、自由放
任で捨て置いた場合においては、政界の秩序、政
治資金の公明化、そういう意味における公共福祉
に沿うことができないという観点に立って、やむ
を得ず、憲法十二、十三条の規定によりまして、
法律によつて規制していくところということがこの趣
旨でござりますから、本来自由であるべきものを
やむを得ず規制をするのだという立場に立つわけ
でございますから、刑は軽いほうがいい、重く
なつてはいけない、こういうことがこの趣
旨でござりますから、本来自由であるべきものを
やむを得ず規制をするのだという立場に立つわけ
でございますから、刑は軽いほうがいい、重く
なつてはいけない、こういう考え方から申します
ことは、私は妥当ではなかろうか。しかし同じ
規正法でありましても、行き過ぎたものは体刑の
処分をすることになつておること御承知のとおり
でございますが、この部分については単なる罰金
が正しいのではなかろうか、こういうふうに考え

ております。

○多田省吾君 予定の時間もござりますので、この問題については後日に譲りたいと思いますけれども、一点だけ申し上げますと、大臣は性善説に立つておられるようありますけれども、ほんとうにそういた、まあ公職選舉法にしましても、政治資金規正法にしましても、ざる法だと言わられるほど大きな抜け穴があるわけござります。今までいろいろ、終戦後にひどかった疑獄事件とか、政治資金規正法違反事件を見ますと、全部法の抜け穴を利用しているというような面が見られまして、むしろ政治資金規正法じゃなくて、政治腐敗助長法であるとさえ極言される向きもあるわけでござります。そういった面から言えば、私は、あくまでもこういった面の、特にこの答申の趣旨というものは、五年後においては個人献金に限るべし、党費に限るべしという答申でござります。ですから、会社、法人の政治献金というものは、あくまでもそこに政治家と会社の間にくされ縁が生じて、そして政治が腐敗するという姿があつたのでござりますから、その答申になつたので、また佐藤総理も、絶対答申を尊重して、勇断をもつてその法案を通していわゆる政治資金規正法でござります。その間の事情を全然考へないで、そういう一般論をもつて大臣がお答えなさるということは、私は大きな誤りではないか、こう思うわけでござります。そういった面から、やはりこういった二千万円をこえるような政治献金をやつた場合は刑罰にすべきである、禁錮刑を用いるべきであるという主張を私はしたいのでござります。もしお答えがござりますれば……。

○國務大臣(田中伊三次君) 考え方にもよることかと存じますが、私はそういうふうに自信を持つて態度をとっているわけでござります。

○多田省吾君 これをもって終わります。

○委員長(豊田雅孝君) それじゃ速記とめて。

〔速記中止〕

いたします。

午後二時十四分開会 ○委員長(豊田雅孝君) 委員会を再開いたしました。
運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に続き、本案の質疑を続行いたします。関係当局からの御出席は、大橋運輸大臣その他政府委員の方々であります。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○稻葉誠一君 設置法の問題ですが、その前に二、三問題いろいろお聞きをして、それから設置法の中に入っていきたいと思うんですが、最初にお聞きしたいのは、運輸省とそれから国鉄との関係ですね、これは組織上といいますか、権限上といいますか、その両者の関係がどういうふうになつてているのか、こういうことをまず最初にお聞きをしたいと思います。

○國務大臣(大橋武夫君) 国鉄は御承知のとおり、特殊法人でございまして、国有鉄道の運営をつかさどっておりますが、運輸大臣は、この法人に対しまして指導監督の立場にある、いわゆる監督官庁でございます。

○稻葉誠一君 運輸省の幹部の中では国鉄の官舎というか、そこに入ってる人は何人ぐらいいまいるんですか。

○政府委員(町田直君) ただいまここに資料を持っておりませんので、たぶんおられると思いまので、至急に調べまして……。

○稻葉誠一君 あなたの考え方では大体何人ぐらいだと思います。

○政府委員(増川遼三君) つまびらかには資料を持ちませんのでわかりませんが、大体二十名程度

○稻葉誠一君 つまびらかにしないって、あなた入ってるでしょう。

○政府委員(増川遼三君) 私も入れていただいております。

○福葉誠一君 運輸省が国鉄を指揮監督する権限があるというわけですね。それでいて、幹部で国鉄の官舎に入っている人が、おもな人五人ですね。事務次官、観光局長、自動車局長、鉄道監督局長、鉄道監督局の国鉄部長、おもな人はこの五人じゃないですか。もし間違っていたら、ぼくは申しわけないから、あらためて聞くのですが、ほくの言った名前の人、次官はいなければどうかの人はいるでしょう。ちょっと聞いてみて、その人はどうかどうか。

○政府委員(増川達三君) ただいま御指摘ございました者は国鉄官舎へ入っております。

○福葉誠一君 鉄道監督局というのは、名前のことだけれども、国鉄を監督するのですね。どういうことを監督するの。

○政府委員(町田直君) 鉄道監督局の事務といったしまして、国有鉄道の新線の建設の許可、営業線の譲渡の認可、その他許可または認可に関する件、国有鉄道の予算、決算、交付金の交付及び資金の貸し付けその他財政に関すること、国有鉄道の役員及び職員の服務、分限、給与及び福祉の増進に関すること等々でございます。

○福葉誠一君 いろいろありますね。大臣にお聞きしたいのですが、最初お聞きしたとおり、運輸省は国鉄を指揮監督する権限があるわけでしょうね。その次官以下局長、幹部が、いろんな理由はあると思います。理由はあとでお聞きするし、あなたのほうで説明があるでしょう。理由はあるとしても、監督される立場の国鉄の官舎に、いまなお住んでいるということは、ぼくは全く理解に苦しむのです。運輸省の姿勢としてぼくはおかしいと思うのです。これは大臣としては、その点についてどういうふうに考えられておられるのか。ちゃんとこれは運輸省なら運輸省の官舎があるし、なければ自分のうちに住めばいいわけですから、なぜこんなことをやつておるのか、それに對してどう考へているのか、どう是正していこうと思われるのか、これに對してまずお伺いしたいと、こう思うわけですね。

○國務大臣(大橋武夫君) 先ほど申し上げましたごとく、国鉄は運輸大臣の監督下にある一個の事業体であり、それに対しして運輸大臣が権限を持つておる、しかもその権限を補助する運輸省の幹部が、この国鉄所有の住宅を借用しておるということは、これは一般に申しますと、確かに適当でないような気がいたします。ただ、これは必ずいぶん前からあったことじやないかと思うのでございますが、元来、国鉄が法人になります前に、これは鉄道省の一部局でございましたので、したがつて、鉄道官舎あるいは運輸省の官舎というものはいずれも官舎であるというような感じで、また一回それで当時は差しつかえなかつた事柄だと思うのです。しかし、いやしくも国鉄が独立し、しかも運輸大臣の監督を受ける団体になつたということになりますと、やはり監督権をいかに公正に運用いたしておりますでも、差しつかえないと云ふのは、この辺は十分に御監督になり、差しつかえないと云ふのは、この問題は根本的に考え方直してみるべき必要のある事柄だといふうに存ずる次第でございます。したがいまして、從来の沿革は沿革といたしまして、今後のあり方といましましては、この際、実情を十分に調査いたし、何らかのけじめをつけるべく努力をいたしました存じます。

ういうところに入つておる。家賃も月三千円から四千円ですね、ぼくの調べた範囲では。世間ではやっぱり納得しませんわね。監督する者が監督される者のところに入つても十数年のほんとしでいる。国鉄のほうとしてもいろいろのことを言えないのであるのじゃないかと、こう思いました。大臣がけじめをつけると言われるから、私はそれを信頼して、そのけじめをびしっといつごろまでにつけるか、これははつきりさせていただきたいと、こう思うのです。実情を調べると言うけれども、実情を調べるというのはおかしな話で、調べるも調べられないもので、こんなことは、わかり切ったことなんですがね、まあことばじりをとらえるのはやめにしますが。いずれにしておけじめをつけるのだから、まあどういう形でけじめをつけるかということは、それはこまかい点は行政の問題ですからおまかせしますけれども、大きっぽな点については、いつごろまでにどういう形でけじめをつけたいのだということはひとつお答え願いたい、こう思います。

○國務大臣(大橋武夫君) 気持ちといたしましては一日も早くけじめをつけたいと考えるのでござりますが、何ぶん今日のごとき住宅事情でござりますので、これをはっきりいたしましたためには、運輸省といたしましても、一般の官庁において心配しておるようだ、公務員住宅についてある程度の手当てをしてやることの必要なものもあるうかと存じます。これは個人個人の事情によりましていろいろな点がございましょうけれども、その辺を十分に考えまして、公務員住宅の配当その他必要な処置を急ぎまして、できるだけすみやかにはじめをつけないと存じます。

○福葉誠一君 じゃ一人一人ここにいる人に聞きますがね。何か国鉄監督局長増川さんですか、あなたはそうするとそこに入つていたのは、どういつもりで入つたのですか。それで自分でそれについてどうとも考えなかつたわけですか、いままで。同じ問題ですよ。それから自動車局長、観光局長、それから監督局の国鉄部長、四人おられ

○國務大臣(大橋武夫君) この問題について一人一人について心境なりあるいは経過なりをお聞きいただくことは別に私どうこう申し上げることではございませんが、ただそれに先立ちまして一言だけ申し上げたいことは、これは終戦直後の住宅事情、ちょうど国鉄が特殊法人となりました当時の住宅事情もございまして、その当時国鉄職員が政府職員から分かれまして国鉄に行つた、同時に政府の官舎であったものが国鉄の所有権に移つた、こういう事情があつたわけでございまして、その際応急的な措置として運輸省首脳部の了解のもとにそういうことが始められた事柄なのでございまして、これについては監督者であります歴代の大臣の考えもあつたわけでございますので、この事柄について個々の人に責任はあるというふうには私といたしましては考えることはむずかしいように思いまして、これは全く公務員住宅の整備を怠つておりました運輸省としての責任でありますので、私先ほど申しましたけじめをつけると申しますのも、そういう意味におきましてすみやかにけじめをつける、その辺のはつきりした形を打ち立てたい、こう思つておることを一言御参考までに申し上げておきます。

○稻葉誠一君 いや、答えなさいよ。四人の人、ここにいるのだから、はつきり出して言つているのだから答へなさいよ。

○政府委員(増川遼三君) 私はもともと鉄道省當時に入省したものでござりますので、その当時から官舎に入れていただいた経緯がございます。国鉄が運輸省から離れる際におきまして、当時の住宅事情から当時なお国鉄の官舎に入っておりました者につきましては、公務員宿舎が充足せられるまでは入ついても差しつかえなかろうというようなことで、当時の国鉄の官舎の担当と運輸省の官舎担当の者とで協議の上そういうふうな措置を

関係から、私も現在国鉄の宿舎に割り当てを受けて住んでおる次第でござります。
○稻葉誠一君 その経過を聞いているのじやない
ので、あなたはこのことをどう思つてゐるかとい
うことを聞いてゐるのですよ。そういうことをい
ふことと思つてゐるのか、悪いことと思つて
ゐるのか、具体的にどう思つてゐるのかということを
私聞いてゐるのです。あなた一人に聞くのはぐあ
いが悪いから、場合によつてはほかの人にも聞く
かもしだいけれども、あなたを代表者にして聞
くので、ほかの人に聞くのはお氣の毒だからあれ
しますけれども、経過はいいけれども、あなたは
そういうことでいいと思つてゐるのですか。あな
たはその席にすわつてゐるから運が悪いのだ。あ
なたは国鉄を監督する立場なんでしょうね。立場に
ある者が、監督されるところの国鉄側に入つて何
とも思つてない、経過だけしゃべつてああそうで
すといふことじや納得できませんよ、国民党は。筋
が違う、そういうものの考え方いかぬと言つて
いるのです。けじめをつけると大臣は言つてゐ
るのですから、あなた自身もそういうことについて
はこういうふうに考へる——無理にこういうふう
に考へるということを言えというわけぢやないで
す。考へる必要はないと思つてゐるなら考へる必
要はないということをいいわけです。そこをどう
いうふうに思つてゐるのか、現在の気持ちといふ
と詰繩があるけれども、そこら辺のところを聞か
してもらいたいと思う。人権じゅうりんになつて
しまうといけないから非常に丁寧に言つていいる
つもりなんですが、大臣にはあとから聞きますけれ
ども、ちゃんと一言答えてもらつてそれからまた
話を別に進めます。

○政府委員(増川遼三君) 私も現在の職掌柄、必
ずしも妥当とは考えられないといふうに存じま
すけれども、私が現在のところに入りました當時
の住宅の事情から割り当てを受けて私は入りまし
たので、その点につきまして、私が国鉄に対し監
督上の職責を左右されるというような気持ちは毛

○稻葉誠一君　ぼくは、こういう形のものの中では好ましくないとは存じますけれども、やむを得ないとかなんとか言っている考え方自身にどうもぼくは問題がありますけれども、それはあなたの考え方をぼくのほうから強制するわけにいかぬし、私の考え方で私の求めているような答えをあなたが答えなければどうかという形にしてはいけませんから、あなたの考えはあなたの考え方でけっこうだから、ぼくはそれで一応おきますが、判断する人がどういうふうに判断するかはそれはまた別個のことでしょう。ほかの方、三人の方がおられますけれども、そこまでやつてはあれですか、あなた一人だけにしておいて、ほかの方一人一人に聞くことはまあ私としても遠慮しますが、どちらも考え方がおかしいですね。あなたが別に国鉄に対するあれでどうこうしたということを私は聞いているのではない。そんなことがあつてはたいへんすからね。もののけじめというか、綱紀の肅正といふか、公務員のあれからいっても非常に筋が私には立たないと思うから言っているのです。それが入つて半年か一年くらいなならないけれども、そうでない。あなたが入つたのは何年間かこれは別にしても、大臣の言つたこととあなたの答えは違う。いうことは筋が通らないとぼくは言つているわけです。一人一人聞くのもあれですからこの程度にしておきますがね。大臣がああいうふうに言ったのも、大臣の言つたこととあなたの答えは違うようになります。大臣は政治的に適当にこの場をとりつくろいたいと思って言つたのかもしませんが、そうでないでしよう。そのところをばつ

なんですが、まあ常識的にいろいろ推測は、それはされると思うのですけれども、私が私として推測を交えたような答弁はまあできないと思います。

○福葉誠一君 まあ、あなたの答弁で、私も大体わかりました、私も私なりにわかったような気がします。ここまで聞いていて、ぼくは運輸大臣に、まあ答弁の機会というと語弊がありますが、そういう機会を与えないで、それで済んでしまうということは、これはぼくは紳士道に反すると思うのですが、ですから、あなたのそのときの状況というか、あなたのお考えなり、ああだこうだ、いろいろあると思うのですね、そういうことが運輸大臣からあればお聞かせ願いたいし、いや、そんなことは答弁する必要ないと言われるならそれでも私はけつこうだと思うのですけれども、いずれにいたしましても、あなたの御自由で、答弁されるなら答弁されてください。

○国務大臣(大橋武夫君) 日にちは明かにいたしておりますが、運輸大臣の部屋へ浜口が参りましたことは事実でございまして、そのときの話は、船舶整備公団で政府保証債を出すことにならなければ、それについては従来から興銀あるいは長銀がその発行事務を引き受けているようない般の公団の例であると、そこで銀行としては、その船舶整備公団の発行するものの発行事務を引き受けたいが、何とかならないかというお話をございましたので、そこで海運局がこういうところ、海運局長は、どうも自分の立場上公団に話すことはぐあいが悪いと思うということございましたので、その話を聞き置いたわけでございます。

○福葉誠一君 浜口さんというのは、たいへん失礼なあれですけれども、あなたの義理のお兄さん

になられるわけですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 私の妻の次兄になります。この引き受け銀行になりたいということですか

局長を通じてということは、具体的にはどういうことなんですか。そこがちょっとほつきりしませんがね。それで海運局長、断わったというのでしょうか。どういうことを公団に話をしてくれと言ったのですか。

○国務大臣(大橋武夫君) できれば長期信用銀行がこの引き受け銀行になりたいということを打ち切ったわけでござります。

○福葉誠一君 公団に話をしてくれという、海運

局長を通じての話をしてもらえたかどうか

ことなんですか。そこがちょっとほつきりしませんがね。それで海運局長、断わったというの

うことはまあないわけございまして、特に海運

局長が断わられ、それはまずいだろうという判断

を、自分としてはまずいと思うという判断をされ

ましたので、その話はそれだけにしたわけでござります。

○福葉誠一君 海運局長の話はそれだけにしたわけでござります。

○国務大臣(大橋武夫君) あなたとの話、前

の話がいろいろ立場もあったので、省略してい

うところありましたね。いまの大臣の話を聞いて

くると、もうああいう話があつたのだから、ある

程度それに応じたことは答えてもだいじょうぶで

すね。いま言つたように、海運局長は大臣の話は

まずいといふうに思つて断わつたようだ、こう

いのでしよう。あなたとしては、大臣からの話

をどういうことからまずいといふうに判断をさ

れたのかというわけです、それをお聞かせ願いたいわけですよ。大事なことですよ。あなたに御迷惑かけないようにしますから、だいじょうぶです

よ、これは。

○政府委員(堀武夫君) 先ほども申し上げました

ように、そのときの会話の全部を私は記憶いたし

ておりませんということを先ほど申し上げておつ

たわけでござります。

で、その前から私の気持ち

として持つておつたことが今まで記憶に残つて

おるのでですが、二つの興銀と長銀というのは、い

ま長期信用銀行ではライバルとして一生懸命自分

の分野を広げようとしておるわけでござります。

それと海運局長を呼んで公団に話をしてやつた

か。そういうことを監督権がある運輸大臣とし

て、個人的ないろいろな関係はあったとしても、

お話を通じれば、局長を通じてやつたとしても、

それが見てもそういうふうにとるのではないかと

いふうにしますが、だいじょうぶです。

○福葉誠一君 大臣ね、いま言つたように、興業

銀行と長期信用銀行とはライバルで長期の金融で

すか、をやつているわけです。有数な両方とも銀

行ですね。しかも長期信用銀行のほうはあなたの

義理のおにさんが総裁をやつておられる。そ

ういう状況の中で、しかも二人がおられるところに

海運局長を呼んで、そうして公団に話をしてくれ

ないかという意味のことは、結局大臣のお声がか

りで長期信用銀行が船舶整備公団の政府保証債の

発行を引き受けるようにしてもらいたいという意

味にだれがとつたって聞こえますね。だから、ま

ずいと思って海運局長断わつた、それはぼくに言

わせれば公私混同です。ぼくは運輸大臣として

の姿勢が整つていらないと思うのです。前のあれ

と同じですよ、国鉄の官舎に住んでいるのと、事

の大小は違うかもわかりません。こっちがもっと

悪いですよ、考え方によつちや。そういう話の

あつたときに、浜口さんから話があつたとして

も、なぜあなたは断わらないのですか。そんなこ

とは自分としてできない、運輸大臣としては、船

舶整備公団については監督権があるのだ、だから

そういう問題については自分は一切ノータッチだ

となぜ断わらないのですか。あなたはなぜ海運局

長さんを呼んで、その指示に近いようなことを、

話してくれと頼むのですか。なぜ断わらないのですか。その考え方におかしいのです。いかぬです

よ、それは。あなたはそういう点は何とも思いませんか。何とも思われぬならあなたの考え方方がお

かしいのだ、ぼくに言わせれば。この問題はいろ

いろいろなところにいっていますよ、知っていますね。木村官房長官から総理大臣のところへいってますでしょ、この話と伝えられているのですね。あなたはそういうことについてちっとも反省しないですか、あたりまえのことだと、自分の兄貴から頼まれて紹介してやつたんだと、向こうのほうは、大臣からのお声がかりで、しかも監督されるほうなんだから、何とか聞いてくれるかわからないかわからないとしても。まあ、その程度のことだというぐらいで軽く考えていらっしゃるのですか。いや大臣から……。あなたの立場はあるで聞くから、ぼくは大臣のしっかりした考え方を聞きたいですよ。それによってぼくらは態度をきめなければならぬですよ、この問題について。もう一つあるんですよ、もう一つ。もう一つは内容が違いますけれども、もう一つあります。いまこの関係についてあなたのしっかりとされた考え方を聞かたいですね。

○國務大臣(堀武夫君) 私も心やすだてにうかうか取り扱つたことはまことに遺憾であったと思ひます。

○政府委員(堀武夫君) いま稻葉先生のお話によりますと、非常に無理をして、本来あつちへいくべきものを無理やりにこっちは持つていくようになります。

大臣が動かれたというふうに……。

○稻葉誠一君 いやいや、そんなことを言つていないよ。

○政府委員(堀武夫君) そういうことじやございませんで、これはごく常識的に考へても長銀といふことは十分あり得るわけです。これはバックグラウンドで申しますと、この整備公団の法律が去年の十二月に成立いたしまして、それで融資業務ができたわけです。それで通常、この債券発行業務にたんのうな人を、公団としては当然定員もふえた、そのことによつてふえてくるのですから、専門家をどつから迎えることを考へたわけですね。その場合に、興銀と長銀に両方に債券発行にたんのうな人を出してくれんかということを銀行に話をかけた。そしたら興銀のほうが、たまたま

そのときに何か都合が悪いということで人が出せなかつた。そして長銀のほうから人を出した。その人を公団としては迎えたわけであります。この人が融資業務を担当しておるわけであります。そういうな状況から見ますと、むしろ公団としても銀行との連絡とかということから考えますと、そういう人を出してくれた銀行のほうにやつてもらうのが何かと円滑にいくということは十分考えられるわけであります。非常にまあ大臣が長銀というふうにかりに考え方されたといたしましても、これはそう無理やりな判断じゃございませんと私は思うのでござります。

○稲葉誠一君 ぼくは無理やりにやつたなんてだれも言つていないです。そんなことやつたらたいへんな話ですよ。職権乱用だし、えらいことになりますよ。そんなことは言つてないけれども、大臣の一言というのは、あなたはぼくが聞いたとき、最初から指示を受けない、指示を受けないというでしょう。指示を受けない、指示を受けないということは、話はあつたけれども、それを指示ととられるような話があつたということの裏書きですね。裏づけののようにとられるんですよ。それは別として、ぼくは無理にそんなことをしろと言つたなんてということは決して言つてないつもりですよ。そんなことをしたらいへんな騒ぎですよ。私の聞いている範囲では、どつからどういうふうに聞いたかということはぼくはここで言いませんよ。だけれども、この話は運輸省内部から出ているのですよ。そうでしょう。大臣が、ぼくが責任を持つから、この政府保証債の発行の事務は長期信用銀行にしてくれという話があつたんだということすら運輸省の内部から伝わっているんですよ。これは運輸省の内部から伝わらないでしよう。大橋さんはひどい、あんな公私混同する人とは思わなかつた、あまりひど過ぎると言つて憤慨している人が運輸省の中に多くいら

じやないですか。このことで、まああなたの立場もありますから、ぼくはこれ以上聞きませんが、この点についてはうかつだったでは済まされないと思います。ぼくは絶対納得しません。

もう一つ。これは事実だけですよ。もう一つ事実だけお聞きしたいのは、これは運輸省をどうだこうだというのじゃなくて、成田のあれ東京国際空港公団というのですか、あそこは今まで政府保証債の取り扱いを興銀がやっていましたね。それを今度長期信用銀行にすることに内定しましたね。それはどういう経過でそういうふうになつたの。

○政府委員(澤雄次君) 新東京国際空港公団は政府保証債を発行することができますが、まだ土地の買い入れが御承知のように進んでおりませんので、公債を発行いたしておりません。

○福葉誠一君 いままでは興銀が一手に取り扱つたんじゃないのですか。みんな扱っていたんじやないですか。政府保証債以外で興銀の取り扱うような債券が何か出しているんですか。ぼくの聞いているのは、実はこれはもうあんまり言いませんけれども、今まで興銀の取り扱いだったといふんですね、大体において、まあ一般のこういう公団関係は。いいですか。それは興銀と長期信用銀行と両方の資料を出させればわかることなんですね。これは事実ででしょう。これ知っているでしょう。

○政府委員(澤雄次君) 従来の公債をどの銀行が取り扱っていたか私よく存じませんが、新東京国際空港公団は御承知のように、土地の買収が進まないので、出資金だけで目下その公団の経費をまかなつておりますし、公債は発行いたしておりませんが、ことの末ぐらいからこれを発行する予定にいたしております。

それからその取り扱いはこれは公団自身がきめることでございますが、長期信用銀行が主銀行で、興業銀行は副取り扱い銀行、こういうふうに内定したように公団の理事から聞いておりま

始と基うなかねこはうれとま勘出た月期船そるに団んいまいけの言ず自あこの公〇

福葉誠一君 運輸省の監督を受けるいろいろな団が、運輸大臣と長期信用銀行の總裁とが義理ござきようだいに当たられると、そういうよろなことは、どういうふうに便利だからと、そこら辺のことばれにいたしましても別として、少なくともいまたような形で運輸大臣と関係、個人別な關係あるところが政府保証債を取り扱うように仕向られておるというか、實際そうなつておるところが、そういうよなことをこのことからいのほうもそれに内定したということも何かそことことに理事長の再任問題ですね、任期が切れていますから、いまの話なんかも任期の切れればお話ししておるわけですから。だから空港公のほうもそれに内定したということも何かそことふうに受けたわけですね。現に海運局長呼んでお話ししておるわけですね。船整備公團のことからいつでもどうもそうふうに受けるわけですね。九日ぐらいですかね合いで話が出ておるのであらね。船整備公團理事長は六月十五日か、十六日に任せますから、いまの話なんかも任期の切れればお話ししておるわけでしょう。その話があつたのは六月十五日です。それで、いまの海運局長呼ばれたのは。ですからそれの再任とのかね合いで話がておると勘ぐれば勘ぐれるわけですね。これはぐりかもわからないけれども、いづれにいたとしても監督官庁である運輸省、その大臣が自分特殊な関係のあるところのものをその公團にこは手づるでそういうふうに何といいますか頼もどしたのかどうか、いづれにしてもこれはぼく公私混同するものであり、運輸大臣みずからのは姿勢といふものはぼくはいかぬと思います。私はなつてないと思う。ただ、軽率だったと、うかつだったということだけではぼくは済まない、うかつだったということを言うならば、それは法務省のほうがいう話を局長にすること自身がぼくは根本的に本的なものの考え方が足りないからそういうことになるんだというふうに私は考へるんです。もうちょっと待ってください。法務省のほうがまると言ふんで、あれされてますから、大臣

しょう。外国では警察官はピストル持っていないわけですね。それから警察官は高等学校を出て一年くらいでなってしまったわけだから、二十歳くらいの少年法の適用を受ける警察官がいるのですね。少年法の適用を受ける警察官というのはこれも変だが、それがピストルを持っているのだからあぶなくてしようがないのです。これはしかし、国家公安委員会の問題だと思いますが、それでたとえば大阪の問題でも何か間宮という人がモーターバイクなんか無断で乗り逃げして帰宅の途中銃撃されただけです。これに連絡して告訴が起きていたのですね。弁護士を通じて。それからきょうあたり——きのうか、高知かどこかで気違ひがあれば込んだというので、刃物を持っていたらしくですが、ピストルを撃つたらあたって死んでしまったというのでしょうか。下腹部にあたつたといふのですね。これはいろいろな事案の内容があるから——がいに言えないにしても、こういうふうに、ことに警察官が告訴されているような事件には——これは大阪地検で調べるのでしょうけれども、警察官だと、どうしても從来検事のほうで考慮してというか調べにくいし、警察官にどうしても好意的に言い分を聞き過ぎるような形で調べが行なわれる可能性がある。訴訟の指揮権が変わってきたからちょっと違いますけれども、そういう関係がある。それから大阪の射殺による遺族の告訴の事件ですね。こういうふうなことについてしっかりとお考えか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○国務大臣(田中伊三次君) ごもっともなことでござりますから調査をいたします。なお調査をいたしますから調査をいたします。おもに取り調べをしなければならぬものと存じます。

○稲葉誠一君 それから警察の取り調べが行き過ぎだということで、これは島根県の安来というところで、これは朝鮮人の女の人ですが、金広子といふ人が、料理店に置き忘れた手さげ袋から金が盗まれたとき店番をしていたので、警察に呼ばれて六月七日の午前二時半ごろから参考人として調べられたと、こういうのですが、これはちよつと間違っているかもわかりませんが——

夜中に調べられたのですかね。それで結局そのショックを受けて自殺したのですね。登録証の呈示を求められたり、指紋をとられたり、非常にひどい処置を受けたので、ショックを受けて自殺しました。このことで人権保護局へ、松江ですね、申し立てをしている。こういうふうなこともあって、警察官のいろいろな取り調べのことについて、從来法務省の扱いが、どうしても遠慮というか、しがらみなどころがありますね。調べが中まで入っていかないところがあるように思います。いまの人が権侵害事件についても、特に徹底的に、松江ですけれども、督励して調べていただきたい。私は別な機会にそれを質問しようと思いますが、その点ちよつとお尋ねをしておきたいと思います。

○国務大臣(田中伊三次君) 十分徹底して取り調べたいと思います。

○稲葉誠一君 今度の法案の中に出でまいります少年院の問題ですね、これは矯正局関係に聞くのですが、いろいろな資料をいただいたのですが、問題は刑務所なら刑務所、少年院なら少年院で、全体の九割九分を収容しているとは言いますが、やはり納得いくよう早急によく調べてもらいたいと、こう思いますね。この点についてどういうようにお考えか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○國務大臣(田中伊三次君) ごもっともなことでござりますから調査をいたします。おもに取り調べをしなければならぬものと存じます。

○稲葉誠一君 それから現在入っている者を調べたものを資料にして出してくださいました。お説のとおりに、各施設ごとに、各管区ごとに収容定員がアンバランスでございます。したがいまして、資料は後刻直ちに提出いたします。

○稲葉誠一君 アンバランスなんですがね、これは全体で見ると、きちっとしているんですけどね。ひどいところと、それからそうでないところと、まあ少年院は大体同じようなものですが、多めの何かありませんか。

○政府委員(勝尾鑑三君) 少年院につきましては、定員と収容人員の最も過剰なのが札幌の北海少年院の一八五%というものが最大でございます。それから最も低いのは、名古屋の宮川療養少年院、これが六五%，少年院につきましては、最も高いところと低いところはそのようになっております。

○稲葉誠一君 これは医療少年院の場合は特別ですか、いいろいろな資料をいただいたのですが、問題は刑務所なら刑務所、少年院なら少年院で、全体の九割九分を収容しているとは言いますが、やはり納得いくよう早急によく調べてもらいたいと、こう思いますね。この点についてどういうようにお考えか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○國務大臣(田中伊三次君) ごもっともなことでござりますから調査をいたします。おもに取り調べをしなければならぬものと存じます。

○政府委員(勝尾鑑三君) そうです。

○政府委員(勝尾鑑三君) お説のとおりに、各施設ごとに、各管区ごとに収容定員がアンバランスでございます。したがいまして、資料は後刻直ちに提出いたします。

○稲葉誠一君 あなたが、料理店に置き忘れた手さげ袋から金が盗まれたとき店番をしていたので、警察に呼んだことがありますと、一番違うのは、いろいろ部が違うのですが、お医者さんが違うのですね。お医者さんが、五部制のほうが多くて、二部制のところが、私は正しくならないと思いまして、目下その是正の作業をやっております。

○稲葉誠一君 大臣 五部制と二部制とはどう違うかといいますと、一番違うのは、いろいろ部が違うのですが、お医者さんが違うのですね。お医者さんが、五部制のほうが多くて、二部制のところが、私は正しくならないと思いまして、目下その是正の作業をやっております。

○稲葉誠一君 大臣 五部制と二部制とはどう違うかといいますと、一番違うのは、いろいろ部が違うのですが、お医者さんが違うのですね。お医者さんが、五部制のほうが多くて、二部制のところが、私は正しくならないと思いまして、目下その是正の作業をやっております。

けれども、ずいぶん違いますね。一時間当たりが
刑務所は二百八十三円二十二銭、少年院が二百五
十七円五十一銭ですか、一人当たり月時間も三
二時間と二十八時間、違うんですね。これはどう
いうんですか。だからいかにも差があるようですが、
ハンドイキャップがあるよう見えますし、少年
院のほうは人数少ないので、おれたちのほうはあ
れだということですが、こういう差なんかおかし
いんじゃないかと思う、法務省の中で。直したら
いいじゃないですか。

ほうがよろしい。なお刑務所につきましては、看守は昇進をしないでいけば最後まで看守といううえで、それはいらないわけですか。
分である関係上、上のほうがやはり抑えられるという関係かと思います。

○福葉誠一君 少年院でもあれですか、刑務所につきましては、看守と同じような仕事をしている人もいるわけですか、これはいらないわけですか。

○政府委員(勝尾謙三君) 教官でございますので、ございません。

○福葉誠一君 少年院は保護処分だから、看守といふことばを使えないんだと思いますが、いずれにしても刑務所の看守なり少年院の教官といいますか、そういう人の待遇の問題ですね、これは労働組合つくれないわけですから、声が上へ届かないわけですね。上へ届かない人の声といふものを見て、十分聞いてもらおうように、大臣もよくお考を願いたいと思うし、それから、大臣が刑務所なり少年院なりを、どこを視察されたのか、まだ存じませんけれども、どこを視察されたのかされないのか、そんなことはぼくは聞きませんが、意を払ってそういうところを視察して、それから看守の人なんかとひざ突き合わせていろいろ話をしてもらいたいと思う。上の人がいたら大めですよ、上の人がいたら絶対話しませんし、大臣行くといふと、二、三日前から予行演習するんですから、しゃべることばも全部統制するんですから、しゃべる人も、しゃべることも統制して、聞かれたことはこれだけ答える、あとは答えるなということをするんですけど、ほんとうのことは絶対聞こえないから、上役のほうを全部取つ払つて、わからぬところを言ってくれというふうにしないと、これはぼくらが行ってもそうですから、そういう点で十分お考え願いたいと思います。

それから、今度法務省設置法の中で、さつきいろいろ問題になつておつたんですが、ぼくは疑問に思いますが、たとえば喜連川の少年院というものが今度設置法に出ているわけですね。ところが、予算はとつぐの昔に通つたわけでしょう、もう建物建っているでしょう、人もいるでしよう、

物理的にいるかどうかわかりませんけれども、人がいるわけです。少年が入っているというわけではないけれども、看板もかかっているんですね。どうして予算を設置法と一緒に出さないんですか。前もって取つてしまつて、もしも設置法通らなければ、建物建つておつて、実際問題としてどうなつたら、建物建つておつて、実際問題としてどうなんですか、おかしいですよ。もし通らなかつたらどうするんですか。これはまあ通るんでしょうけれども、おかしいじゃないですか。どうも理論的にわからんないです。前は予算も一緒に設置法通りましたこと也有つたといふうに聞いておるんですけどね。看板も出ているんじゃないですか、小さな看板かもしれないけれども。

○政府委員(藤尾鏡三君) 予算と設置法同時に提出すべきではないかという御意見ですが、そういう法案の提出のしかたもあつたよう私記憶いたしておりますが、その場合、予算が通りましてから、現実にやはり建物を建てて業務を開始いたしまますのは、やはり予算の入りぐあいによりまして、一年後、二年後というような場合がございます。その間予算も通り法案も通つたけれども、運営が一年も二年も動いていないという場合がありますのは、やはり予算の入りぐあいによりまして、一年後、二年後というような場合がございませんたと私は聞いております。

○稻葉誠一君 ぼくは、だから設置法通らなかつたらどうなるのかと思うんです。建物こわしちゃうわけにいかないでしよう。どうなんですか、ほんうつておくんですか、管理しなければなりませんしね。まあ、あまりこんなことを聞きませんけれども、予算が通れば設置法というのは必ず通るものだというふうに考えているのだと思いますね。普通はそつだからそうですね。まあいいです、そこをほんとうに考えてもらひた」と思つたのであります。

それで、いま言つた矯正行政にはいろいろな問題がありますから、ぜひそういう点もお考へ願いたいと思います。ぼくは、労働組合もつくれないことは。

すよ、言えないとから、声が。
○政府委員(勝尾鐸三君) 要するに上下のパイプを十分通するということが必要であろうと思いまので、先ほどもお示しのようだ、できるだけ下の職員と会う機会をつくって、そのほか、各施設でいろいろ機関紙とか雑誌なども出しておられますので、そういうものには丹念に目を通し、そういう方面から声をくみ取るように心がけたいと思っております。

○稻葉誠一君 それから少年院に対して、最高裁判所から人を呼んでいませんけれども、これは少年院といふものに対するいろいろな考え方がありますけれども、とにかく少年院に入つたらもうおしまいだ、あすこへ入つたら悪くなるばかりだ、だからあすこへ入れては困るのだ、悪い大将がいまして、いろいろ訓練する。だから裁判所としては何とかして、家裁ではそういうものに入れないので試験観察をやって、自分のところでやっていきまして、そうして補導委託するのでしょうか。これは補導委託は、根拠はどこにあるのですか。これはちょっと無理かな、最高裁になるかな、法律に根拠ないのじゃないですか。

○政府委員(勝尾鐸三君) 正確に言えば、私も根拠がないと思います。運用としましては、しかし、少年法の試験観察というのを、拡張解釈といつては語弊がありますが、やっておられるのはないかと聞いております。

○稻葉誠一君 これは最高裁の問題ですから、ぼくも疑問に思っております。補導委託先が宗教団体、工場、事業場、職業訓練所とか、いろいろありますけれども、いろいろ問題があります。

民事局関係に移りますが、メートル法の書きかえ作業といふものは、これはどうなつてくるのですか、法律的に何かきらつときましたのですか。

うまく、通産省ですか、ほかのところと連絡取れなかつた、通産省のほうではそんな話を聞いてなかつたというありますが、どうなつております。

○政府委員(新谷正夫君) 現在の登記簿に記載されておりますものにつきましては、計量法の施行法に規定がありまして、それはそのままいいと いうことになつております。したがいまして、本 来ならばそのままよろしいのでござりますけれども、計量法を全面的に実施しようという方針でございますので、法務省としましては、その趣旨に従いまして、予算の許す限り、なるべくすみやかに、従来の尺貫法としての表示をメートル法に書きかえよう、こういうことにいたしましたわけでござります。政府全体としても、それをすみやかにやつてもらいたいということでござりますので、その趣旨に従つてやろうということになつております。

○福葉誠一君 そうすると、メートル法に換算するのは、法務局が職権でやらなくてもいいことなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 現行法上はメートル法で表示することになっています。ただ従来の尺貫法を使っておりますので、それをそのまま維持してもいいということになつております。したがいまして、新しく登記しますときにはメートル法で表示することになります。その趣旨に従つて書きかえをやっていくということでござります。

○福葉誠一君 新しく登記する場合には、申請人がメートル法で出すのですか、メートル法で出さないと受け付けないのですか。

○政府委員(新谷正夫君) メートル法で書いていただくようないたしております。さればといて、尺貫法を併記した場合に、これはだめかといふことになりますが、それでも差しつかえない。しかし、できるだけメートル法に慣熟するために、はメートル法を使っていただくという方針でござります。

○福葉誠一君 そうすると、結局、新しいのは別として、古いものはメートル法にかえられていくわけでしょう。その作業をやるわけでしょう。それを何時たまでやるか忘れましたが、一々計算す

のものがたいへんですね。その人数なんかどうするのですか。

○政府委員(新谷正夫君) これにつきましては、非常にこまかい換算表を用意いたしまして、すぐその換算表で出せるように準備いたしまして、これを登記所に配りまして、一々計算しなくてもいいように手配いたしております。

○稲葉誠一君 そんな簡単にメートル法書きかえができるのですか。そうすると坪を直す場合ですか、坪を直す場合に、すぐ平方メートルというふうに簡単に出るのですか、何か表を見て出すのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 一坪ずつ換算表ができるております。さらにコンマ以下の数字につきましても、すぐその換算表を見ればいいようになります。つまり職員にとりましては、計算をする必要はないようになっています。

○稲葉誠一君 だけど、そのメートルは何けたままで書くことになつておるのでですか。

○政府委員(新谷正夫君) 小数点以下二位まで書くことになつております。

○稻葉誠一君 それで、いまの問題に関連するのですが、登記簿の謄本が全く読めないようなのがあるのですね。大臣、ぼくは読めないような代表のものを持ってきて、あなたに読んでもらおうと思つたのです。初めから終わりまで読めるか読めないか、ほんとうに読めないのでよ。何が書いてあるかわからぬのです。それで金を取るのでですよ。これは実におかしいと思うのだが、金を取るでしょう。もっとも、経過はいいから、一番最後のところだけ、現在の権利関係だけわかればいいという人がありますがね、それすらも見えないのですね。それで金を取つているのだから実に法務省というのは——と思いますがね。見えないのがありますね。そういうような苦情はあまりないのですか、どうなんですか、これ。

○政府委員(新谷正夫君) お示しのような苦情が間々ござります。これはしかし非常に忙しいときには、機械の操作がまづかった場合等に起きるので

○稲葉誠一君 ただど、原本そのものが古くなっています。普通の、われわれここで使つておりますリコピーラの機械でやつておりますが、それにのるような登記簿の用紙そのものも改善いたしておりまして、だんだんそういうことはなくなつていくはずでござります。

○稲葉誠一君 どうして日本橋だけなんですか。どこかもう一ヵ所つくってくれという話があつたのじゃないですか、台東か……。

○政府委員(新谷正夫君) ただいまのところ日本橋の登記所だけが商業登記を扱つております。そのほかに商業登記専門の登記所をつくるという予定は、現在のところございません。

○稲葉誠一君 各方面からもう一ヵ所つくってくればというのがあつたのじゃないですか。台東区あたりに何かつくれという請願か話があつたのじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) それは商業登記専門の登記所ではございませんが、商業登記の管轄についての希望が出たことがあつたと思います。

○稲葉誠一君 あなたの出した資料でも、商業登記簿が五日間もおくれているのがあるというのが書いてありますね。五日間もおくれると、その登記簿をとつて、それで抵当権を設定して、金を借りるとか、その登記簿をとつてほかに見せたりで売買して金を得るとかいうことになるわ

けでしょう。あるいは登記簿謄本に基づいて転売して利益を得るという場合もあるのですがね。本來ならば、当然その日のうちにしなければならないということが、不動産登記法にはそういう前提での条文がありますね。商業登記簿もそうですね。それが、そういうふうにおくれるということによって、国民の権利というものを侵害していくわけですね。商業登記簿謄本は、本来その日のうちにできなければならぬのに、あるいは不動産登記簿謄本が現在のような情勢のためにおくれてきました。そのために、登記簿謄本をもとにして売買なんかができるのができなくなつたとか、金を借りるもののが借りられないくなつたということになつてくると、国民党は損害を受ける。そういう場合、どうなんですか、損害賠償の責任あるのか、國にとつてある場合もあるのじやないか。まあ、それは別として、とにかく国民党にそういうことで非常に損害を与えていきますね。

だから、今度三百人ふやしたって、三百人ふえたのは増員じやないのですよね、内部の凍結の解除を持ってくるわけでしょう。だから、民事局だけに入数が入つちやつて、民事局から出る法案はみんな通つちやつて、刑事局から出す法案は今度も通らない、通らないと言つちや悪いけれども、どうも通らなうだということになつてくると、民事局恨まれることになつて、非常に内部でうまくいかなくなつちやう。それはもういろいろありますけれども、だから、内部での操作でふやすのじやなくて、来年あたりからはやはり新しく増員するといら形をとらないと、大臣、ぼくはいけないと思うのですよ。いま言つたように、内部の凍結を解除するのでしよう。

今度でも刑務所関係の凍結が百六十六でしょう。そのうちの解除になつたのは七十八でしょう。刑務所のほうがそういう形でおおりをくつているわけでしよう。そのほかにもありますけれども、少年院もそうですけれども。だから法務局で二百凍結解除を持ってきたということで、刑務所関係、少年院関係が逆にふえてないわけでしょ。

これは本来おかしいことなんですか、だから法務省の中でもござらぬことはないですね。法務省の中には、御存じであります、大臣、八個師団であります、これ番強いのだけれども、こういう形で民事局がみんなの人数を持っていてしまってから、ほかはおこるわけであります。法案は通る、民事関係通つちやうから。刑事関係通らない、局長の立場もなくなつちやう。いずれにしてもこういう形でなくて、新しくふやすように、これ来年からはぜひ持つていいようにひとつ努力願いたいですね。そうでないと困つちやうのですよ。そういう点、ひとつぜひはつりお答え願いたいと、こう思いますね。

○國務大臣(田中伊三次君) 本年の凍結解除三百五十名のうち二百名を、最も緊急を要すると考

ました民事局の方面に、法務局でございますが、三十名のうち二百名を振り向けたというやむを得ない事情となつております。今後は十分、いま仰せ

をお聞きました矯正関係、ことに少年院の関係

という方向に向かって十分力を尽くしていきたい

と思います。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(豊田雅孝君) 速記をつけて。

○稲葉誠一君 ほかにいろいろな問題がたくさん

あるわけです、設置法に関連して。しかし、これ

はまあ法務委員会なり何なりで十分やりますか

ら、いま大臣がもう席を立たれようとして、ほか

へ急いでおられて、ほんとうにゆっくり何か聞いて

ないような印象を受けるのですが、それじゃ困

るので、ゆっくり聞いて、いま言つたことは、

しつかり来年はやるようぜひお願ひをして、そ

のことを必ずやることをいろいろもう一ぺ

ん落ちついて答えていただいて、そこで法務省設

置法は、せつからくそういうお話をから、しつかり

来年は定員増をから取ることに努力しますと、矯

正職員のことなんか、組合関係のないこところもあ

れるということを、はつきり明言していただき

て、そのお答えをいただいて、私の質問は終わり

ます。

○國務大臣(田中伊三次君) 十分苦心と努力をいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御発言もないよう

のでありますから、質疑は尽きたものと認めます。

○委員長(豊田雅孝君) その方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○委員長(豊田雅孝君) お尋ねの御意見も別にないようござりますが

それではこれより採決に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 法務省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(豊田雅孝君) 「賛成者挙手」

○委員長(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。

○委員長(豊田雅孝君) よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(豊田雅孝君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(豊田雅孝君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(豊田雅孝君) う決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 本日は、これにて散会いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 午後四時十分散会

六月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍人恩給に関する請願(第一五二九号)

(第一五三〇号)第一六三五号)(第一六三六

号)(第一七一三号)(第一七一四号)(第一七

五号)(第一七一六号)(第一七一七号)(第一七

二九号)(第一七三〇号)(第一七五一号)(第一

七五二号)(第一七五三号)(第一七五八号)(第一九

一七七八号)(第一七七九号)(第一八九五号)

(第一八九六号)(第一八九七号)(第一八九八

号)(第一八九九号)(第一九〇〇号)(第一九

一号)(第一九〇二号)(第一九三四号)(第一九

三五号)(第一九三六号)(第一九三七号)(第一

九三八号)(第二〇三六号)(第二〇三七号)(第一

二〇三八号)(第二〇三九号)(第一〇四〇号)

号)(第二〇四四号)(第二〇四五号)(第二〇四三

八号)(第二〇七七号)(第二〇七八号)(第二〇

七九号)(第二〇八〇号)(第二〇八一号)(第二

〇八九号)(第二一六四号)(第二一大五号)(第二

一六六号)(第二一六七号)(第二二六八号)

(第二一六九号)(第二一七〇号)(第二一七一

号)(第二一七二号)(第二一七三号)(第二一七

四号)(第二一八七号)(第二二五五号)

一、千葉県柏市大室地区の陸上自衛隊ホーク・

ミサイル基地建設反対に関する請願(第一五

六五号)(第一五六六号)

一、公務員の共済組合制度改善に関する請願

(第一五九五号)(第一五六六号)(第一五九七

号)(第一六〇一号)(第一六〇二号)(第一六〇

〇号)(第一六〇四号)(第一六〇五号)(第一

六〇六号)(第一六〇七号)(第一六〇八号)(第一

六〇九号)(第一六一〇号)(第一六一一号)

(第一六一二号)(第一六一三号)(第一六一四

号)(第一六一五号)(第一六一六号)(第一六一

七号)(第一六一八号)(第一六一九号)(第一六

二〇号)(第一六二一号)(第一六二二号)(第一

六二三号)(第一六二四号)(第一六二五号)(第一

六二六号)(第一六二七号)(第一六二八号)

(第一六二九号)(第一六三〇号)(第一六三一

号)(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三

四号)

一、金沢郵政監察局の長野郵政監察局への統合

反対に関する請願(第一七一二号)(第一七七

六号)(第一七七七号)

一、金沢郵政監察局の終身使用に関する請願(第一八〇

二号)(第一八〇三号)(第一八〇四号)(第一八

〇五号)(第二〇三三号)(第一〇三三号)(第二

〇三四号)(第一〇三五号)

一、松山郵政監察局の広島郵政監察局への統合

反対に関する請願(第一八八八号)

一、旧軍人恩給に関する請願(第一七一四号)

昭和四十二年六月十九日受理

請願者 石川県羽咋市千里浜町一二六 岩

請願者 石川県羽咋

紹介議員 田一朗	第一七五号 昭和四十二年六月二十日受理	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
旧軍人恩給に関する請願(二通)	旧軍人恩給に関する請願	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
請願者 石川県七尾市塗師町四〇ノ一 小山善右エ門外一名	請願者 熊本県下益城郡城南町今生源寺	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
紹介議員 林屋亀次郎君	紹介議員 園田 清充君	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第一七六号 昭和四十二年六月十九日受理	第一七五号 昭和四十二年六月二十日受理	第一八九号 昭和四十二年六月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)	旧軍人恩給に関する請願	旧軍人恩給に関する請願
請願者 栃木県上都賀郡西方村大字金崎三三二ノ一 寺内鉄男外一名	請願者 兵庫県赤穂市大津六〇四 大嶋修理外二十二名	請願者 中村喜四郎君
紹介議員 植竹 春彦君	紹介議員 岸田 幸雄君	紹介議員 高知市西町九七 山本健児
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第一七七号 昭和四十二年六月十九日受理	第一七五号 昭和四十二年六月二十日受理	第一九〇号 昭和四十二年六月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願(四通)	旧軍人恩給に関する請願	旧軍人恩給に関する請願
請願者 栃木県大田原市城山一ノ二ノ一五 斎藤兼之助外三名	請願者 兵庫県姫路市五軒邸一六二 久保田溜外二十三名	請願者 近藤英一郎君
紹介議員 田村 賢作君	紹介議員 青田源太郎君	請願者 中島正一外十三名
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第一七九号 昭和四十二年六月十九日受理	第一七五号 昭和四十二年六月二十日受理	第一九〇二号 昭和四十二年六月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願(十六通)	旧軍人恩給に関する請願	旧軍人恩給に関する請願
請願者 佐賀県三養基郡上峰村字碇 高島政四郎外十五名	請願者 東京都中野区大和町一ノ二一ノ二二 本間甲三外一名	請願者 佐賀市久保泉町川久保 高取朝夫外三十三名
紹介議員 杉原 荒太君	紹介議員 安井 謙君	紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第一七九号 昭和四十二年六月十九日受理	第一七五号 昭和四十二年六月二十日受理	第一九三号 昭和四十二年六月二十一日受理
旧軍人恩給に関する請願(八通)	旧軍人恩給に関する請願	旧軍人恩給に関する請願
請願者 長野県小県郡東部町和 飯島美貴雄外七名	請願者 東京都中野区大和町一ノ二一ノ二二 本間甲三外一名	請願者 長野県小県郡川西村大字小泉一、七五三坂口由治外十九名
紹介議員 木内 四郎君	紹介議員 安井 謙君	紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第一八〇号 昭和四十二年六月十九日受理	第一八〇号 昭和四十二年六月二十日受理	第一九四号 昭和四十二年六月二十一日受理
旧軍人恩給に関する請願(十六通)	旧軍人恩給に関する請願	旧軍人恩給に関する請願
請願者 佐賀県伊都郡かつらぎ町大谷 一、〇八二 西林忠重	請願者 板木県宇都宮市篠井町篠井地区軍恩連盟支部内 半田一郎外六名	請願者 新潟県北蒲原郡聖籠村大字藤寄二
紹介議員 和田 鶴一君	紹介議員 船田 讓君	紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第一八〇号 昭和四十二年六月十九日受理	第一八〇号 昭和四十二年六月二十日受理	第一九五号 昭和四十二年六月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願	旧軍人恩給に関する請願	旧軍人恩給に関する請願
請願者 和歌山県東牟婁郡熊野川町和歌山 県軍人恩給連盟熊野川町支部内 宝平宏嵩	請願者 石川県河北郡宇ノ氣町宇ノ氣 西村与次郎外一名	請願者 新潟県真岡市長田六五七 橋本龜助外二名
紹介議員 前田佳都男君	紹介議員 任田 新治君	紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第一八九号 昭和四十二年六月二十日受理	第一八九号 昭和四十二年六月二十日受理	第一九六号 昭和四十二年六月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)	旧軍人恩給に関する請願	旧軍人恩給に関する請願
請願者 和歌山県伊都郡かつらぎ町大谷 一〇 長谷川栄作	請願者 石川県河北郡宇ノ氣町宇ノ氣 西	請願者 兵庫県姫路市御国野町国分寺三四一 中内盈勝外二十二名
紹介議員 和田 鶴一君	紹介議員 船田 让君	紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第一九〇号 昭和四十二年六月二十日受理	第一九〇号 昭和四十二年六月二十日受理	第一九七号 昭和四十二年六月二十日受理
旧軍人恩給に関する請願(二通)	旧軍人恩給に関する請願	旧軍人恩給に関する請願
請願者 和歌山県伊都郡かつらぎ町大谷 一〇 長谷川栄作	請願者 石川県河北郡宇ノ氣町宇ノ氣 西	請願者 佐賀市久保泉町川久保 高取朝夫外三十三名
紹介議員 植竹 春彦君	紹介議員 任田 新治君	紹介議員 田中一郎君
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

紹介議員 郡祐一君
佐藤富郎外一名

第一九三七号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願(十八通)

請願者 島根県八束郡宍道町大字東来待六

○八 武田忠一外十七名

紹介議員 山本利壽君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第一九三八号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願(三十三通)

請願者 熊本県球磨郡上村大字上一、二三

四 田中政治外三十二名

紹介議員 沢田一精君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四〇号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 新潟市西堀通七番町軍恩新潟市連

合支部内 小林島司外一名

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四一号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願(六通)

請願者 山梨県甲府市城東一ノ七ノ九 西

川菊雄外一名

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四二号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 山梨県甲府市入間川二、一八九

大野進治外九十九名

紹介議員 吉江勝保君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四三号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 佐賀県東松浦郡肥前町高串 川口

守家外一名

紹介議員 杉原荒太君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四七号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 德島市飯谷町東沖野四九 潟野巖

紹介議員 紅露みつ君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇三八号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市二里町大里 米岡

徳夫

紹介議員 鍋島直紹君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇三九号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 宮崎県久慈郡大字大子二八〇

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四〇号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 宮崎県都城市大字奈留四、四九八

山平六外八十七名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四一号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 宮崎県都城市大字奈留四、四九八

山平六外二名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四二号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 宮崎県都城市大字奈留四、四九八

山平六外二名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四五号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 熊本県天草郡奄ヶ岳町大字高戸

界進也外一名

紹介議員 林田正治君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇八一号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 山梨県南都留郡河口湖町河口宮

下三雄外一名

紹介議員 吉江勝保君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇五八号 昭和四十二年六月二十一日受理

旧軍人恩給に関する請願(六通)

請願者 埼玉県狭山市入間川二、一八九

大野進治外九十九名

紹介議員 上原正吉君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇七七号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 青森県上北郡天間林村軍恩連盟天

間林村分会内十枝内賢次郎

紹介議員 津島文治君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四三号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 佐賀県東松浦郡肥前町高串川口

常三外二名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四四号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 京都市北区紫竹大門町二六 後藤

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四五号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 福岡県三潴郡三瀬町大字草場四九

四 古賀市蔵

紹介議員 鬼丸勝之君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇四六号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 宮崎県串間市大字奈留四、四九八

外十八名

紹介議員 吉武恵市君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

紹介議員 黒木利克君
この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇六一号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 山梨県南都留郡河口湖町河口宮

下三雄外一名

紹介議員 泽静明外九名

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇六四号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ八九

九 大木堅造

紹介議員 安井謙君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇六五号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県下伊那郡松川町大字大島

二、二六二 杉山忠人外九名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇六六号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 山口県萩市椿東七二一

田村孝亮

紹介議員 吉武恵市君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇六七号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 宮崎県串間市大字奈留四、四九八

外十八名

紹介議員 吉武恵市君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇六八号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 宮崎県串間市大字奈留四、四九八

外十八名

紹介議員 吉武恵市君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇六九号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 福岡県三潴郡三瀬町大字草場四九

四 古賀市蔵

紹介議員 鬼丸勝之君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇七〇号 昭和四十二年六月二十二日受理

旧軍人恩給に関する請願

請願者 宮崎県串間市大字奈留四、四九八

外十八名

紹介議員 吉武恵市君

この請願の趣旨は、第一二二三三号と同じである。

第二〇七一年 昭和四十二年六月二十二日受理

第一部 内閣委員会会議録第二十一号 昭和四十二年六月二十九日 【參議院】

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六〇三号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 栃木県足利市瑞穂野町三二二 関

口文三

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六〇四号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 東京都小平市大沼町一ノ三九一

坂入和義

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六〇五号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 東京都板橋区西台町四、四三三

釣川重義

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六〇六号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 埼玉県草加市手代町一〇〇 斎藤

久保

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六〇七号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒八ノ六六〇

鈴木賢

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六〇八号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒八ノ六六〇

佐多 忠隆君

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 東京都大田区南蒲田一ノ一二 布施喜代作

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六〇九号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 神奈川県川崎市東渡田四ノ一六

戸渡央頤

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六一〇号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 千葉市黒砂町四八四 町野留吉

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六一一号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 東京都板橋区坂下二ノ一七 久米

近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六一二号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 東京都武藏野市吉祥寺本町二六ノ

内幸造

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六一三号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 埼玉県越谷市越谷二ノ八ノ二四

白石作蔵

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六一四号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 埼玉県草加市高妙二ノ六ノ一二

片岸賢二

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六一五号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 横浜市鶴見区東寺尾町一、六五四

氏家泰雄

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六一六号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 茨城県古河市栄町 男沢文吾

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六一七号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 戸田 菊雄君

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六一八号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 埼玉県草加市高妙二ノ六ノ一二

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六一九号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 横浜市鶴見区東寺尾町一、六五四

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六二〇号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀三二三 土方

喜代治

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六二一號 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 東京都目黒区自黒区目黒本町四ノ八 内和夫

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六二二号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 静岡市馬淵四ノ一ノ三 秋山礼佑

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六二三号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 東京都三鷹市大沢一、四六二 山浦亨

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六二四号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 神奈川県厚木市緑ヶ丘四ノ二ノ二

千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六二五号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 横浜市鶴見区東寺尾町一、六五四

紹介議員 龍彦君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

第一六二六号 昭和四十二年六月十七日受理

公務員の共済組合制度改善に関する請願

請願者 氏家泰雄

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一三三一號と同じである。

年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険
証の終身使用に関する請願

請願者 岐阜県中津川市新町一ノ五 菅井
和子外四十一名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第二一八八号 昭和四十二年六月二十二日受理
松山郵政監察局の広島郵政監察局への統合反対に
関する請願(四通)

請願者 香川県高松市六番町二高松市長
三宅徳三郎外三名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

昭和四十二年七月六日印刷

昭和四十二年七月七日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局